

磐田市地域防災計画

一般災害対策編

令和5年3月

磐田市防災会議

計 画 の 沿 革

| | | |
|--------------|------------------------|-----|
| 平成 17 年 12 月 | 磐田市地域防災計画 (一般対策編) | 策 定 |
| | 〃 (地震対策編) | 〃 |
| 平成 19 年 2 月 | 磐田市地域防災計画 (一般対策編) | 修 正 |
| | 〃 (地震対策編) | 〃 |
| 平成 20 年 3 月 | 磐田市地域防災計画 (一般対策編) | 修 正 |
| | 〃 (地震対策編) | 〃 |
| 平成 21 年 3 月 | 磐田市地域防災計画 (一般対策編) | 修 正 |
| | 〃 (地震対策編) | 〃 |
| 平成 22 年 3 月 | 磐田市地域防災計画 (一般対策編) | 修 正 |
| | 〃 (地震対策編) | 〃 |
| 平成 23 年 1 月 | 磐田市地域防災計画 (一般対策編) | 修 正 |
| | 〃 (地震対策編) | 〃 |
| 平成 24 年 1 月 | 磐田市地域防災計画 (一般対策編) | 修 正 |
| | 〃 (地震対策編) | 〃 |
| 平成 25 年 3 月 | 磐田市地域防災計画 (一般対策編) | 修 正 |
| | 〃 (地震災害対策編) | 〃 |
| | 〃 (原子力災害対策編) | 策 定 |
| 平成 26 年 3 月 | 磐田市地域防災計画 (一般災害対策編) | 修 正 |
| | 〃 (地震・津波災害対策編) | 〃 |
| | 〃 (原子力災害対策編) | 〃 |
| 平成 27 年 3 月 | 磐田市地域防災計画 (一般災害対策編) | 修 正 |
| | 〃 (地震・津波災害対策編) | 〃 |
| | 〃 (原子力災害対策編) | 〃 |
| 平成 27 年 8 月 | 磐田市地域防災計画 (地震・津波災害対策編) | 修 正 |
| 平成 28 年 3 月 | 磐田市地域防災計画 (一般災害対策編) | 修 正 |
| | 〃 (地震・津波災害対策編) | 〃 |
| | 〃 (原子力災害対策編) | 〃 |

| | | |
|-------------|---------------------|-----|
| 平成 29 年 3 月 | 磐田市地域防災計画 (一般災害対策編) | 修 正 |
| | 〃 (地震・津波災害対策編) | 〃 |
| | 〃 (原子力災害対策編) | 〃 |
| 平成 30 年 3 月 | 磐田市地域防災計画 (一般災害対策編) | 修 正 |
| | 〃 (地震・津波災害対策編) | 〃 |
| | 〃 (原子力災害対策編) | 〃 |
| 平成 31 年 3 月 | 磐田市地域防災計画 (一般災害対策編) | 修 正 |
| | 〃 (地震・津波災害対策編) | 〃 |
| | 〃 (原子力災害対策編) | 〃 |
| 令和 2 年 3 月 | 磐田市地域防災計画 (一般災害対策編) | 修 正 |
| | 〃 (地震・津波災害対策編) | 〃 |
| | 〃 (原子力災害対策編) | 〃 |
| 令和 3 年 3 月 | 磐田市地域防災計画 (一般災害対策編) | 修 正 |
| | 〃 (地震・津波災害対策編) | 〃 |
| | 〃 (原子力災害対策編) | 〃 |
| 令和 4 年 3 月 | 磐田市地域防災計画 (一般災害対策編) | 修 正 |
| | 〃 (地震・津波災害対策編) | 〃 |
| | 〃 (原子力災害対策編) | 〃 |
| 令和 5 年 3 月 | 磐田市地域防災計画 (一般災害対策編) | 修 正 |
| | 〃 (地震・津波災害対策編) | 〃 |
| | 〃 (原子力災害対策編) | 〃 |

磐田市地域防災計画 一般災害対策編

目 次

| 章 | 節 | 計 画 名 | 頁 |
|------|------------|-------------------------|----|
| 第1章 | | 総 論 | 1 |
| | 第1節 | 計画作成の主旨 | 1 |
| | 第2節 | 計画の構成 | 1 |
| | 第3節 | 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 | 1 |
| | 第4節 | 磐田市の自然的条件・社会的条件 | 8 |
| 第2章 | | 災害予防計画 | 13 |
| | 第1節 | 主 旨 | 13 |
| | 第2節 | 河川災害予防計画 | 13 |
| | 第3節 | 海岸保全災害防除計画 | 16 |
| | 第4節 | 漁港保全災害防除計画 | 17 |
| | 第5節 | 道路・橋梁災害防除計画 | 18 |
| | 第6節 | 土砂災害防除計画 | 18 |
| | 第7節 | 山地災害防除計画 | 22 |
| | 第8節 | 林道災害防除計画 | 22 |
| | 第9節 | 農地災害防除計画 | 22 |
| | 第10節 | 倒木被害防除計画 | 23 |
| | 第11節 | 盛土災害防除計画 | 23 |
| | 第12節 | 通信施設等整備計画 | 24 |
| | 第13節 | 防災資機材等整備計画 | 25 |
| | 第14節 | 火災予防計画 | 25 |
| | 第15節 | 危険物災害予防計画 | 27 |
| | 第16節 | ガス災害予防計画 | 28 |
| | 第17節 | 道路鉄道等災害防止計画 | 29 |
| | 第18節 | 防災知識の普及計画（一般） | 30 |
| | 第19節 | 住民の避難誘導體制 | 32 |
| | 第20節 | 避難情報の事前準備計画 | 35 |
| | 第21節 | 避難誘導體制の整備計画 | 36 |
| | 第22節 | 防災知識の普及計画（風水害） | 37 |
| | 第23節 | 防災のための調査研究 | 37 |
| | 第24節 | 防災訓練 | 38 |
| | 第25節 | 自主防災会の育成 | 40 |
| | 第26節 | 事業所等の自主的な防災活動 | 41 |
| | 第27節 | 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 | 42 |
| | 第28節 | ボランティア活動に関する計画 | 42 |
| | 第29節 | 要配慮者支援計画 | 42 |
| | 第30節 | 救助・救急活動に関する計画 | 45 |
| | 第31節 | 応急住宅・災害廃棄物処理 | 45 |
| | 第32節 | 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画 | 45 |
| | 第33節 | 被災者生活再建支援に関する計画 | 46 |
| | 第34節 | 市の業務継続に関する計画 | 47 |
| | 第35節 | 複合災害対策及び連続災害対策 | 47 |
| | 第36節 | 男女共同参画の視点からの災害対応体制の整備 | 48 |
| 第37節 | 災害に強いまちづくり | 48 | |

| 章 | 節 | 計 画 名 | 頁 |
|-------|--------------|---|-----|
| 第 3 章 | | 災害応急対策計画 | 49 |
| | 第 1 節 | 総 則 | 49 |
| | 第 2 節 | 組織計画 | 51 |
| | 第 3 節 | 動員計画 | 54 |
| | 第 4 節 | 通信情報計画 | 57 |
| | 第 5 節 | 災害広報計画 | 60 |
| | 第 6 節 | 災害救助法の適用計画 | 62 |
| | 第 7 節 | 避難救出計画 | 64 |
| | 第 8 節 | 愛玩動物救護計画 | 75 |
| | 第 9 節 | 食料供給計画 | 76 |
| | 第10節 | 衣料、生活必需品その他の物資及び燃料供給計画 | 79 |
| | 第11節 | 給水計画 | 81 |
| | 第12節 | 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 | 82 |
| | 第13節 | 医療・助産計画 | 87 |
| | 第14節 | 防疫計画 | 91 |
| | 第15節 | 清掃及び災害廃棄物処理計画 | 92 |
| | 第16節 | 遺体の捜索及び措置埋葬計画 | 95 |
| | 第17節 | 障害物除去計画 | 98 |
| | 第18節 | 社会秩序維持計画 | 99 |
| | 第19節 | 輸送計画 | 100 |
| | 第20節 | 交通応急対策計画 | 101 |
| | 第21節 | 応急教育計画 | 107 |
| | 第22節 | 社会福祉計画 | 109 |
| | 第23節 | 消防計画 | 111 |
| | 第24節 | 危険物対策計画 | 114 |
| | 第25節 | 水防計画 | 115 |
| | 第26節 | 応援協力計画 | 117 |
| | 第27節 | ボランティア活動支援計画 | 118 |
| | 第28節 | 自衛隊派遣要請要求計画 | 119 |
| | 第29節 | 海上保安庁に対する支援要請依頼計画 | 121 |
| | 第30節 | 電力施設災害応急対策計画 | 122 |
| | 第31節 | ガス災害応急対策計画 | 122 |
| | 第32節 | 下水道災害応急対策計画 | 124 |
| | 第33節 | 相互応援協力計画 | 124 |
| | 第34節 | 警察災害警備計画 | 125 |
| | 第35節 | 突発的災害に係る応急対策計画 | 125 |
| | 第36節 | 不発弾等の発掘及び処理対策計画 | 128 |
| 第37節 | 市有施設及び設備等の対策 | 131 | |
| 第 4 章 | | 復旧・復興対策 | 134 |
| | 第 1 節 | 災害復旧計画 | 134 |
| | 第 2 節 | 激甚災害の指定 | 134 |
| | 第 3 節 | 被災者の生活再建支援 | 135 |
| | 第 4 節 | 風評被害の影響の軽減 | 137 |

第1章 総論

第1節 計画作成の主旨

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、磐田市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、「磐田市災害に強い地域づくり条例」（平成23年条例第30号。資料1-01）による磐田市の地域に係る市、防災関係機関、事業所及び市民等がそれぞれに果たすべき防災対策の大綱を定めるものとする。

第2節 計画の構成

磐田市地域防災計画は、次の各編から構成する。

- 1 一般災害対策編 風水害、大火災、大爆発及び大事故等による災害対策について定める。
- 2 地震・津波災害対策編 地震及び津波（遠地津波を含む。）による災害対策について定める。
- 3 原子力災害対策編 原子力災害対策について定める。
- 4 資料編 各編（一般災害、地震・津波災害及び原子力災害対策編）に付属する各種資料を掲載する。

第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

災害対策基本法第42条第2項第1号の規定により、磐田市及び市域を管轄範囲とする防災関係機関並びに公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、磐田市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

- 1 磐田市
 - (1) 磐田市防災会議に関する事務
 - (2) 防災に関する組織の整備
 - (3) 防災に関する訓練の実施
 - (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
 - (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
 - (6) 消防、水防その他の応急措置
 - (7) 警報の発令、伝達及び避難のための立退きの指示（以下「避難の指示」という。）
 - (8) 情報の収集、伝達及び被害調査
 - (9) 被災者の救難、救助その他保護

- (10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (11) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (12) 緊急輸送の確保
- (13) 災害復旧の実施
- (14) その他災害の発生への防衛又は拡大防止のための措置

2 磐田市消防団

- (1) 災害予防、警戒及び災害応急活動
- (2) 災害時における住民の避難誘導及び救助・救出活動
- (3) 予警報の伝達
- (4) その他災害現場における応急作業

3 静岡県

- (1) 静岡県地域防災計画に掲げる所掌事務
- (2) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

4 静岡県警察（磐田警察署）

- (1) 災害時における住民の避難指示、誘導及び救助
- (2) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法令及び各行政機関の定める防災業務計画に基づき、それぞれの防災に関する所掌事務を実施し、磐田市の行う防災上の諸活動について協力するものとする。

(1) 総務省東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
- エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車の貸与
- オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。
- カ 非常通信協議会の運営に関すること。

(2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

- ア 災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること。

(3) 厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）

- ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導
- イ 事業場等の被災状況の把握
- ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導
- エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導

(4) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

(5) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）

管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

ア 災害予防

- (ア) 所管施設の耐震性の確保
- (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
- (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
- (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用

イ 初動対応

中部地方整備局災害対策本部等の指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。

ウ 応急・復旧

- (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
- (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
- (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置
- (オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付（ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う）

(6) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。

ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。

エ 緊急海上輸送の要請（県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。

オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。

カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。

キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。

ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、回輸送、代替輸送等の指導を行う。

ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。

コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。

サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。

(7) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）

ア 災害予防

- (ア) 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
- (イ) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
- (ウ) 港湾の状況等の調査研究

イ 災害応急対策

- (ア) 船艇、航空機等による警報等の伝達周知
- (イ) 船艇、航空機等を活用した情報収集
- (ウ) 活動体制の確立
- (エ) 船艇、航空機等による海難救助等
- (オ) 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送
- (カ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
- (キ) 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
- (ク) 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等
- (ケ) 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
- (コ) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
- (サ) 海上における治安の維持
- (シ) 巡視船艇による主要港湾等の被害調査

ウ 災害復旧・復興対策

(8) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ウ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。
- エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。
- オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
- カ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- キ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(9) 国土地理院中部地方測量部

- ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
- イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
- ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
- エ 災害復旧・復興にあつては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

(10) 環境省関東地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

- ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- (11) 環境省中部地方環境事務所
廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (12) 防衛省南関東防衛局
 - ア 所管財産使用に関する連絡調整
 - イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
 - ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

6 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災業務計画並びに静岡県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、磐田市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

- (1) 日本郵便株式会社（磐田市内の郵便局）
 - ア 災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。
 - (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - (エ) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
 - イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務及び郵便業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。
- (2) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ
 - ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策
 - イ 電気通信の特別取扱い
 - ウ 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社）
 - エ 防災関係機関の重要通信の優先確保
 - オ 被害施設の早期復旧
 - カ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
- (3) 日本赤十字社（静岡県支部）
 - ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
 - イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - ウ 被災者に対する救援物資の配布
 - エ 義援金の募集
 - オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
 - カ その他必要な事項
- (4) 日本放送協会（静岡放送局浜松支局）
気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報
- (5) 中日本高速道路株式会社（浜松保全・サービスセンター）

- ア 管轄する道路の建設及び維持管理
 - イ 交通状況に関する関係機関との情報連絡
 - ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施
 - エ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
- (6) 東海旅客鉄道株式会社
- ア 鉄道防災施設の整備
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 災害時における応急救護活動
 - オ 応急復旧用資材等の確保
 - カ 危険地域の駅等の旅客等について、市と協議した避難地への避難、誘導
 - キ 被災施設の調査及び早期復旧
- (7) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
- ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (8) 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、島田電力センター）
- ア 電力供給施設の防災対策
 - イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
 - ウ 災害時における電力供給の確保
 - エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報
 - オ 被災施設の調査及び復旧
- (9) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (10) 一般社団法人日本建設業連合会（中部支部）、一般社団法人全国中小建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (11) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
- ア 市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
 - イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。
- (12) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社
LP ガスタンクローリ等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送

7 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災業務計画並びに静岡県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、磐田市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

- (1) 土地改良区（磐田用水東部土地改良区、寺谷用水土地改良区）
- ア 土地改良施設の防災計画

- イ 農地たん水の防排除活動(用水の緊急遮断)
 - ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
 - エ 消防機関が行う消火活動への協力
- (2) サラエナジー株式会社(浜松供給センター)
- ア ガス供給施設の防災対策
 - イ 二次災害の発生防止のための緊急遮断
 - ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握
 - エ 必要に応じて代替燃料の供給
 - オ 災害応急復旧の早期実施
- (3) 一般社団法人静岡県LPガス協会(西部支部磐田地区会)
- ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策
 - イ 被災施設の調査及び復旧
 - ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報
 - エ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
- (4) 天竜浜名湖鉄道株式会社
- (5) 一般社団法人静岡県トラック協会(中遠支部)、一般社団法人静岡県バス協会(遠州鉄道株式会社、秋葉バスサービス株式会社)、商業組合静岡県タクシー協会(西部会竜東支部)
- (6) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社
- 気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報
- (7) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
- ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
 - イ 検案(公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。)
 - ウ 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会)
- (8) 一般社団法人静岡県警備業協会
- 災害時の道路、交差点等での交通整理支援
- (9) 公益社団法人静岡県栄養士会
- ア 要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。)等への食料品の供給に関する協力
 - イ 避難所(被災者が避難生活を送るため、あらかじめ指定した指定避難所をいう。以下同じ。)における健康相談に関する協力
- (10) 一般社団法人静岡県建設業協会
- 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- (1) 一般社団法人磐田市医師会、一般社団法人磐周医師会、磐周歯科医師会、特定非営利活動法人磐田市薬剤師会
- ア 医療救護施設における医療救護活動の実施
 - イ 検案(特定非営利活動法人磐田市薬剤師会を除く。)

- ウ 災害時の口腔ケアの実施（磐周歯科医師会）
 - (2) 磐田商工会議所、磐田市商工会、商工業関係団体
 - ア 市が行う商工業関係の被害調査についての協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力
 - (3) 遠州中央農業協同組合、遠州漁業協同組合
 - ア 農林水産物の被害調査についての協力
 - イ 災害時における農産物、水産物の確保
 - ウ 農林水産物等の災害応急対策についての指導
 - (4) 建設業関係団体
 - 災害時における緊急対策及び復旧対策についての協力
 - (5) 磐田市自治会連合会
 - ア 市の実施する被害調査、応急対策についての協力
 - イ 市民に対する情報の連絡、収受
 - ウ 避難誘導、避難所の運営に関する協力
 - エ 被災者に対する応急救護、炊き出し、救援物資等の配分に関する協力
 - (6) 防災上重要な施設の管理者
 - ア 所管に係る施設についての防火管理
 - イ 防災に関する保安措置、応急措置の実施
 - ウ 当該施設に係る災害復旧
- 9 自衛隊
- (1) 陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊
 - ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
 - イ 災害時における応急復旧活動
 - (2) 航空自衛隊第1航空団（浜松基地）
 - ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
 - イ 災害時における応急復旧活動

第4節 磐田市の自然的条件・社会的条件

1 位置

- (1) 磐田市は、静岡県西部、天竜川の東側に位置し、温暖な気候と豊かな自然に恵まれる。西と北は浜松市、東は袋井市及び周智郡森町に接し、南は太平洋（遠州灘）に接している。市役所の位置は、東経137° 51′、北緯34° 43′である。

(2) 面積、人口、世帯数

- ア 面積 163.45km²
- イ 人口 167,520人（令和4年12月末現在）
- ウ 世帯数 70,303世帯（令和4年12月末現在）

2 地形及び地質

(1) 地形

北部は敷地川・一雲済川などの流域と山地で丘陵と段丘に移行し、その南は天竜川扇状地の低地、磐田原台地、太田川の三角州性低地と続き、南部では天竜川左岸低地、太田川・仿僧川の三角州性低地及び海岸砂堆地からなる。

台地面には浅く幅の広い谷が見られ、台地東縁・西縁は急斜面となっている。

(2) 地質

北部山地は、掛川層群にあたる半固結堆積岩が丘陵を構成する。倉真層群も断層にはさまれて分布し、砂岩、頁岩からなる。層理を示さない赤褐色に風化する塊状の礫岩も分布する。

磐田原台地は、泥岩と砂礫岩の互層を示す小笠原層の上を厚い礫層が覆い、表層には黄褐色のローム質粘土層からなる。礫は天竜川系の組成をもっている。

天竜川扇状地は、砂礫層が厚く堆積し、旧流路に泥層もみられ、その南側の天竜川下流低地は砂礫層からなるが、曲流する旧河道に沿う低地は泥層からなり低湿である。河口東部は砂礫堆と砂堆が広く分布し、砂層・砂礫層からなる。砂堆に閉塞された低地は砂泥の互層であって堆積地となっている。

太田川流域は、泥層であり、有機質シルト層を含む軟弱地盤であるが、下流部では砂堆地が広く、砂層も厚い内陸には古い砂堆がある。閉塞による低地は泥層と砂泥層に区分されるが沖積層が厚く堆積する。

3 気候

本市を含む静岡県西部地域の気候は温和であり、アメダス（磐田）の1991～2020年の30年間の平均値によると、年平均気温は16.3℃、年最高気温の平均は35.2℃、年最低気温の平均は-2.2℃となっている。

日照時間の月平均値は時間186.9時間で、雨量は全般に少なく年間1,748.0mmである。月別降水量は6月が最も多く222.0mm、1月が最小で52.0mmである。

また、冬は大陸からの季節風（空っ風）が連日吹くことが多く、空気が乾燥し晴天日が続く。

4 社会的条件

本市は、太平洋沿岸ベルト地帯に属し、京浜と中京の大工業地帯にはさまれ幾多のすぐれた条件を備えているため、あらゆる面においてかなりのテンポで高度経済成長を遂げてきたが、災害対策上、いくつかの問題があり、これらが災害の起こりやすい条件を助長してきている。

また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

第5節 予想される災害と地域

1 風水害

市内の主要河川は、河川整備を進めているが気候変動により局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクは高まっている。災害は予期されない事態によって起こるものであり、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。

季節的には特に、6～7月の梅雨前線活動の活発化によるもの、また、8～10月にかけての台風による暴風雨、豪雨などの災害が予想される。なお、10～11月にも発達した低気圧の通過で局地的豪雨に見舞われることがある。

(1) 天竜川流域（1級河川）

天竜川は県下最大の河川であり、地質は脆弱で大規模な崩壊地が多いことに加え、地形が急峻なため、土砂生産が活発な河川である。また、支川の一雲済川では、流下断面不足等のため相当の降雨量により溢水や低地の浸水のおそれがある。

(2) 太田川流域（2級河川）

太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い土地が広いため、堤防が決壊すれば七夕豪雨のような甚大な被害が発生する。たびたび、河岸の決壊や内水氾濫を繰り返しており、特に、昭和49年の七夕洪水では87戸の家屋が全壊流出した。

下流部の河道掘削、太田川ダム completion、流域でのポンプや貯留施設の整備進捗などにより治水安全度は向上しつつあるが、引続き計画的な整備が必要である。

(3) 市内中小河川（仿僧川、今ノ浦川等）

市内中小河川は勾配が緩く、河川水位の上昇による排水不良を引き起こし、内水氾濫による浸水被害が多発している。近年、河川改良やたん水防除事業等の治水対策を推進しているが、台風、集中豪雨による降雨量の増加、流域の都市化による流下水量の増加などにより浸水被害の抑制には至っていない。

2 高潮、高波

遠州灘に面した本市の海岸線は、平坦で防潮堤が整備されているが、昭和30年代以降の河川からの放出土砂の減少に伴い豊かな砂浜が貧弱となり、竜洋海岸では侵食対策により、辛うじて砂浜の維持が図られている。これらのことから、台風、低気圧等の影響により天竜川河口一帯や福田漁港周辺では災害の発生が予想される。

3 地震、津波

駿河湾から遠州灘を経て、熊野灘、四国沖に至る海域には、大陸プレートと海洋プレートの境界をなす駿河トラフ、南海トラフが存在し、海溝型の巨大地震とそれに伴う津波が繰り返し発生してきた。

とりわけ本市に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている東海地震は、駿河湾から遠州灘を震源域とするM（マグニチュード）8クラスの巨大地震である。東海地震の震源域では、100年から150年周期で巨大地震が繰り返し発生しているが、嘉永7年（1854年）の安政東海地震発生後、約150年以上もの間、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。

今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って発生する可能性も考えられる。

なお、県では平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、第4次地震被害想定第一次報告（レベル1の地震・津波（駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波をいう。）とレベル2の地震・津波（発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波をいう。）（以下2つを併せて「レベル1・2の地震・津波」という。）に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行ったもの）を平成25年

6月27日に公表した。それによれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波では、最悪の場合、磐田市では約1,900人を超える死者の発生が想定されている。

津波については、上記の東海地震、東南海地震によるもののほか、四国沖などの南海トラフ沿いの地震に伴うものや南北アメリカ大陸沿岸などの環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。また、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、静岡県に津波警報（大津波）が発表されるなど、国内太平洋で発生した地震による津波にも警戒が必要である。

これら大地震及びこれらに起因する津波については、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）の規定による地震・津波災害対策編として別途定める。

4 土石流、地すべり、がけ崩れ

本市における土砂災害警戒区域は351箇所が指定（令和元年度末現在）されており、降雨時や地震時の被害が予想される。

5 火災、爆発

本市には輸送機器関係の工場や化学工場、製茶工場など多くの工場で石油類の貯蔵施設、高圧ガス施設等を有しているため、それらの防災対策について、十分配慮しておく必要がある。

また、一般火災については、本市は冬季には比較的乾燥しやすく、強風地域でもあるため、住宅密集地域や消防水利の不便な地域にあつては、大火災の可能性も含んでおり十分な警戒が必要である。

さらに近年は、不特定多数の人々が利用する建物の高層化、大規模化及び複合用途化が進んでおり、これらの施設で一度火災が発生すると、消火の困難性もあり、多数の人命が失われる危険性が高まっている。

6 事故

大規模な交通事故をはじめとする事故については、関東、関西を結ぶ大動脈である東名高速道路や新東名高速道路、東海道新幹線、東海道本線などの中央に位置し、事故発生の場合の社会的影響は大きく、防災体制について十分な配慮が必要である。

また、天竜川における鮎釣、天竜川河口や海岸におけるボート、ヨット、サーフィンなどの海洋レジャー、福田港付近における釣など水難事故の発生する危険性を有している。

なお、本市の沖合海上は、県内の港に出入りする船舶や東西に往来する船舶が多いので、衝突、座しょうによる遭難、火災、油流出等の災害が予想される。

7 原子力災害

原子力災害については、御前崎市に中部電力株式会社浜岡原子力発電所があり、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害対策が必要である。

市では、国の原子力災害対策指針を踏まえ、原子力発電所から概ね半径31km以内の範囲の区域を「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」とし、UPZの区域に全部又は一部が存する自治区を原子力災害対策を重点的に充実すべき地域としている。なお、原子力災害に対する災害対策等については、原子力災害対策編として別途定める。

8 複合災害・連続災害

一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

本市の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発

電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。

第2章 災害予防計画

第1節 主 旨

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

1 総則

- (1) 県及び市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- (2) 県及び市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は市町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- (3) 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- (4) 県及び市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- (5) 県、市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 河川災害予防計画

1 本市河川の特徴

磐田市内の河川の状況は、資料7-01＜主要河川の状況＞のとおりであり、これらの河川は、1級河川である天竜川水系、2級河川である太田川水系及び前川水系に集束する。

天竜川は、その源を長野県の諏訪湖に発し、静岡県においては大千瀬川、水窪川、気田川など

多くの支川と合流し、本市と浜松市の間で遠州灘（太平洋）に注ぐ、流域面積5,090km²、幹川流路延長213kmの国内有数の河川である。天竜川は、明治の初めの頃までは、毎年流れを変え「暴れ天竜」と呼ばれ、氾濫を繰り返していた。

太田川は、周智郡森町の大日山に源を発し、延長44kmで本市においては敷地川、仿僧川などと合流し、福田地区で遠州灘（太平洋）に注いでいる。本市では、昭和49年7月7日の台風8号及び梅雨前線による集中豪雨（七夕豪雨）により堤防が決壊し、多くの被害が発生した。

このほか天竜川水系の一雲済川、太田川水系の仿僧川、今ノ浦川、磐田久保川を中心とする市内中小河川や都市下水路は、宅地の開発、流域の都市化による流量の増加により台風、集中豪雨時に低地部において内水氾濫による浸水被害がしばしば発生する。

2 河川の治水対策

天竜川水系については、天竜川下流水防連絡会において河川の状況を調査把握し、水害危険箇所、水防計画を樹立し、水害発生を防止を図るものとする。

天竜川では、河道内樹木による洪水流下の阻害や土砂堆積による河積の不足の解消、東海地震などの大規模地震災害による河川管理施設の耐震化等を推進する。平成21年より天竜川中下流部の洪水の防御等を目指す天竜川ダム再編事業の建設事業に着手した。また、支川である一雲済川、上野部川の上流部は、未改修となっているため早期の改修整備を図ることが必要である。

太田川水系については、川幅の拡幅、河床の浚渫等の整備を進めるほか太田川ダムによる洪水調節など治水対策は進展しているが、支川である敷地川上流部は、未改修であるため積極的な整備を促進することが必要である。

一雲済川、仿僧川、今ノ浦川、磐田久保川を中心とする市内中小河川や都市下水路については、堤壁の築造、河床の浚渫、調整池の築造、排水ポンプ施設の増強等流量の増加、溢水防止を図っているが、流量の増加と土砂の流入により今後流量断面の狭小化も予想されるので、より積極的な整備を行うとともに公共下水道計画、水防施設の維持及び水位観測施設、備蓄資器材の整備等治水対策に万全を期するものとする。

磐田市内の河川の注意箇所は、資料8-01<重要水防箇所一覧表>のとおりである。

市内の雨量観測所及び水位観測所は、資料9-03<雨量観測所等一覧表>のとおりである。

3 洪水危険区域の設定及び監視警戒

- (1) 災害の発生に際し、生命、身体及び財産に著しい被害を生ずるおそれのある地域を事前に想定し、異常降雨又は河川の水位が上昇したときは、危険区域内住民への予警報及び巡視警戒が行えるよう体制を整備する。
- (2) 国及び県が公表している洪水氾濫時の浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成して住民に配布するほか、磐田市ホームページにも掲載して広く市民に周知する。

4 浸水想定区域の指定と通知

- (1) 県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川、及び洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深等を順次公表し、洪水浸水想定区域として指定するとともに、市長に通知するものとする。
- (2) 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

- (3) 県又は市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、知事にあつては市長に通知するものとする。
- (4) 知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。
- (5) 県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。

5 浸水想定区域の指定に伴う実施事項

- (1) 磐田市防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第3節2を参照。以下、総称して「浸水想定区域」という。）の指定があつたときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 洪水予報及び水位到達情報の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）であつて、その利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

オ 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

カ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- (2) 磐田市防災会議は、磐田市地域防災計画において、(1)エに掲げる事項を定めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。なお、浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、資料8-02<浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧表>のとおりである。
- (3) 市長は、磐田市地域防災計画において定められた(1)に掲げる事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

- (1) 浸水想定区域内に位置し、磐田市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に遅滞なく報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

- (2) 市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- (3) 市長は、(2)による指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- (4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- (5) 市は、要配慮者利用施設の避難の確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- (6) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めるとともに、自衛水防組織を置いたときは、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に遅滞なく報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

7 連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第3節 海岸保全災害防除計画

1 海岸の特徴

愛知県の伊良湖岬から御前崎まで約115kmの遠州灘沿岸は、日本一の長さを誇っている。本県分は、湖西市から御前崎市の約70kmで、ほぼ北緯34度40分に沿って幅100～500mの砂浜（砂丘）地帯があり、汀線に沿いクロマツを主とする海岸防災林が分布し、古来より悩まされてきた海岸災害から後背地を守る盾として営々と築きあげられてきたものである。

磐田市はそのほぼ中央部に位置し、約11kmの平坦な海岸線と130～250mの砂浜、その後方にT P（東京湾平均海面）＋7～9mの第1防潮堤と幅約100～130mの海岸防災林、第2防潮堤を有し、飛砂防止、塩害防止又台風の高潮、高波の防止に役立っている。

昭和30年代頃から、天竜川に多数のダムが築造され、また、河床の砂利採取が行われるようになり、遠州灘に流下する土砂量は大きく減少した。その結果、それまでは広がりつつあった砂浜は、一転して侵食に脅かされる状況となった。

特に、竜洋海岸では平成4年と6年に砂浜が消失し、堤防が破壊された。これに対し、離岸堤

が建設され、砂浜の復元が図られてきたが、砂浜の侵食区域が東側に移行してきている。現在は、顕著な砂浜の減少がみられる海岸は少ないが、沿岸全体を見れば少ない土砂供給と侵食対策により、辛うじて砂浜の維持が図られている状況にある。

今後は、国による天竜川ダム再編事業、県の海岸侵食対策事業の早期促進を強く要望し、広域的な土砂移動の確保を目指すとともに、汀線の変化等を注意深く見守り、養浜等による海岸保全に努める必要がある。

2 高潮浸水想定区域の指定及び周知等

- (1) 県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあり水防法に基づく高潮特別警戒水位を定める海岸のほか、高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表し、高潮浸水想定区域として指定するとともに、市長に通知するものとする。
- (2) 高潮浸水想定区域の指定に伴う実施事項は、第2節5のとおりである。
- (3) 市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第4節 漁港保全災害防除計画

本市には県営の福田漁港（第4種漁港）があり、防災港湾として指定されている。現在、福田漁港の航路埋没と浅羽海岸の侵食問題を解決するために、海岸に堆積した砂を、栈橋に据え付けたジェットポンプによって吸い込み、パイプラインを通して侵食している海岸へ運ぶ恒久的なサンドバイパス事業を実施している。

港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。

また、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。

併せて、港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

さらに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。

第5節 道路・橋梁災害防除計画

市内の一般国道、県道及び市道の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため、災害防除事業等を実施するとともに、道路パトロールを強化し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。

今後も、緊急輸送路の指定状況や迂回路の有無、被災履歴の有無等を勘案し、通行危険箇所の解消を図る方針である。

なお、道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

第6節 土砂災害防除計画

土砂災害から市民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

1 土砂災害のハード対策

(1) 砂防事業

砂防工事は、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調整を図って、河床の安定を期するとともに、土石流発生のおそれのある溪流について、砂防指定地とし、計画的に砂防えん堤等の建設を実施し、国土の保全を図るよう関係機関に要請する。

なお、土石流危険溪流の状況は、資料8-03<土石流危険溪流一覧表>のとおりである。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

本市における山崩れ、がけ崩れ等の災害を発生させるおそれがある急傾斜地は、資料8-04<急傾斜地崩壊危険箇所一覧表>のとおりであるが、これらについては、急傾斜地崩壊危険区域の指定とがけ地近接危険住宅移転事業が施行されている。しかし、区域指定の要件は満たしても防災工事採択基準に達しない地区もあり、また、斜面の形質変更等に対し私権の制限も発生し、さらに関係住民のがけに対する危険意識の不足などの問題もあり、指定促進の妨げとなっている。

したがって、崩壊による災害から人命を守るために危険箇所周辺の土地所有者や被害のおそれのある住民に対しては「自らの生命は自ら守る」との自覚を促すとともに法面保護排水路、小崩壊対策等の小規模工事を実施させるよう指導強化を推進する必要がある。

2 土砂災害のソフト対策（土砂災害防止法関連対策）

市は、県により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）に指定された場合には、土砂災害防止法に基づき警戒避難体制の整備を図るものとする。

なお、本市における土砂災害警戒区域等は、資料8-05<土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表>のとおりである。

(1) 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報

ア 土砂災害警戒情報

県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル4に相当）を発表する。

イ 土砂災害緊急情報

国土交通省は、河道閉塞によるたん水を発生原因とする土石流又は河道閉塞によるたん水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県においては、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

(2) 警戒避難体制

ア 市は、気象予警報、降雨量、土砂災害警戒区域等の区域内における災害の発生するおそれのある異常な現象等（急傾斜地の地表水、湧水亀裂、竹木等の傾斜、人家等の破損等）により、警戒体制（情報収集体制、事前配備体制又は災害対策本部体制をいう。以下同じ。）を敷くとともに、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。

イ 市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。

ウ 磐田市防災会議は、磐田市地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 土砂災害警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) (ア)から(オ)に掲げるもののほか、土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

エ 磐田市防災会議は、磐田市地域防災計画において前記ウ(エ)に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

なお、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、資料8-06<土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧表>のとおりである。

(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

ア 土砂災害警戒区域内に位置し、磐田市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に遅滞なく報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

イ 市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、アに掲げる計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

ウ 市長は、イに掲げる指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公示することができる。

エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、アに掲げる計画で定めるところにより、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

オ 市は、要配慮者利用施設の避難の確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

(4) 情報の収集

ア 警戒体制が敷かれたとき又は災害の発生のおそれがあると認めるときは、土砂災害警戒区域等にパトロール隊を派遣し、情報の収集を行うものとする。この場合のパトロール隊の派遣については、当該区域を管轄する本庁又は支所、消防署及び消防団が行うものとする。

イ 情報の内容は、土砂災害警戒区域等及びその付近における降雨量、その他土砂災害警戒区域等内の災害のおそれのある異常現象、住民及び滞在者の数等とする。

ウ 情報は原則として、磐田市消防本部及び磐田市災害対策支部又は避難所を通じて磐田市災害対策本部へ通報するものとする。

エ 市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等の確認・把握に努める。

(5) 情報の伝達

ア 伝達方法

第3章「災害応急対策計画」第4節「通信情報計画」及び第5節「災害広報計画」により伝達する。

イ 伝達事項

- (ア) 気象予警報の発表及び解除に関する事項
- (イ) 雨量
- (ウ) 高齢者等避難、避難指示等その解除に関する事項

(エ) その他必要と認める事項

(6) 雨量の測定

市設置の降雨量の測定場所は、資料9-03<雨量観測所等一覧表>のとおりである。

(7) 警戒又は避難を行うべき基準の設定

警戒又は避難を行うべき基準は、本章第19節「住民の避難誘導體制」及び第3章「災害応急対策計画」第2節「組織計画」によるものとする。

なお、「流木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合」等の異常現象が生じている場合、自主的に警戒避難を行うことを住民に周知する。

(8) 避難、救助

迅速かつ的確な避難・救助ができるよう、必要に応じて高齢者等避難の発表、避難の指示等を発令する。また、避難路、避難地（災害の危険が切迫した緊急時において安全を確保するため、あらかじめ指定した指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）、避難所及び避難方法を警戒避難体制として整備し、関係機関・住民等に周知する。

なお、詳細については、第3章「災害応急対策計画」第7節「避難救出計画」により措置するものとする。

(9) その他の措置

急傾斜地の崩壊等により生命若しくは身体が危険な状態にあるもの又は生死不明の状態にあるものの捜索及び救出並びに避難者に対する食料、飲料水の供給その他については防災計画に定めるそれぞれの計画によるものとする。

(10) 防災知識の普及

地域住民へ土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップの配布その他必要な措置を講ずるものとする。また、講演会、講習会、見学会等を開催し、土砂災害警戒区域等周辺の関係住民等に対して防災知識の普及啓発に努める。

(11) 土砂災害に対する防災訓練の実施

市は県と連携して、土砂災害に対する防災訓練を実施し、警戒避難体制の強化を図る。また、地域住民は、台風・梅雨前線豪雨等を想定した避難・情報伝達等訓練を実施するなど、的確な避難行動がとれるよう努める。

(12) 緊急時の警戒避難を促すため住民に周知すべき事項

土砂災害の危険のおそれがある地域住民に対し、県と協力して、土砂災害への危険性が高まった際の警戒・避難を促すため危険区域、発生原因、雨量情報等を提供する。また、設定された避難路・避難所等の所在、サイレン、電話連絡網等住民への情報伝達方法、避難のためのマニュアルを周知する。

(13) 事業者の対応

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第7節 山地災害防除計画

1 山地災害対策

- (1) 地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」として県が設定し、県民に情報提供している。

なお、本市における山地災害危険地区は、資料 8-07<山地災害危険地区一覧表>のとおりである。

- (2) 市は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

2 治山事業

荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る事業である。事業推進のため、関係機関に要請するものとする。

3 総合的な山地災害対策

毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生未然防止を図る。

第8節 林道災害防除計画

林道は、林産物の搬出ばかりでなく、地域の生活道路としての役割も求められ、また、近年は都市住民の森林への関心も高まり、今後、林道の通行車両の増大が見込まれている。林道は、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急なカーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もあるため、計画的に危険箇所の改良を実施し、通行の安全を図る。

第9節 農地災害防除計画

農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、一般土地改良事業の推進に並行して各種事業を積極的に進める。

1 ため池等整備事業

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定するとともに、地震や豪雨・劣化による決壊を防止するため、調

査及び防災工事を実施し、利用実態のないため池については廃止を進める。

市内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：1回／年

イ 定期点検を行う者：ため池の管理者。

また、防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

なお、本市のため池の状況は、資料8-08〈ため池一覧表〉のとおりである。

2 たん水防除事業

この事業は低湿地で、排水河川の変化及び地目変化等他動的原因による状況の変化により、著しく排水不良になった地区の排水機、排水樋門、堤防等の新設又は改修を行い、予想される農地及び農業用施設のたん水被害を未然に防止する事業である。

なお、本市のたん水注意箇所は、資料8-09〈たん水注意箇所一覧表〉のとおりである。

第10節 倒木被害防除計画

県、市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、県及び市は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第11節 盛土災害防除計画

1 市は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

2 市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。

また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

3 県は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、副知事を座長とした部局横断組織である「静岡県盛土等対策会議」を設置する。その下部組織として、現場レベルの地域部会を置き、県と市等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

第12節 通信施設等整備計画

1 主旨

災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化などの防災対策の推進を図るものとする。

2 無線通信施設の現況

(1) 磐田市防災行政無線

ア 同報系

磐田市災害対策本部等から市民等へ情報の伝達及び避難誘導等に使用する。

設備の概要は、資料12-01<無線通信施設の概要>のとおりである。

イ 移動系（磐田市地域防災無線）

磐田市災害対策本部と支部、避難所、市有施設、防災関係機関及び車載局との間の災害時における気象情報並びに災害情報の収集及び伝達に関する通信業務を行う。

設備の概要は、資料12-01<無線通信施設の概要>のとおりである。

(2) 防災相互通信無線

磐田市災害対策本部と県、近隣市町及び防災関係機関等との災害時における災害情報の収集及び伝達等に関する通信業務を行う。

設備の概要は、資料12-01<無線通信施設の概要>のとおりである。

(3) 磐田市消防無線

設備の概要は、資料12-01<無線通信施設の概要>のとおりである。

(4) 静岡県防災行政無線

災害時における気象情報及び災害情報の収集並びに伝達は、県防災行政無線で行う。この行政無線は、通信衛星（スーパーバード）を利用し、衛星系と地上系を総合有機的に結合させた新防災通信システムとして一層情報の正確と迅速を期した。

(5) ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）

磐田市災害対策本部の設置状況、被害情報、応急対策実施状況、支援要請等を県、県内の市町、防災関係機関等に伝達するため、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）を通じて行う。

(6) 無線系統

無線系統は、資料12-02<磐田市災害対策本部通信広報連絡系統図>のとおりである。

3 整備計画

災害時における情報収集の迅速化を図るため、防災行政無線（同報系、移動系）、消防無線等の充実を図るとともに、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

災害時に孤立が予想される地域については、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

また、有線通信が途絶した場合並びに無線のふくそう等を想定し、県防災行政無線、防災相互無線など災害時に活用できるよう協力体制を整えるものとする。

第13節 防災資機材等整備計画

1 主旨

この計画は、磐田市が保有する災害応急対策に必要な防災資機材を整備する計画を明らかにし、災害時にその機能を有効適切に発揮できるようにするため、常時におけるこれらの点検整備についての計画も併せて明らかにするものである。

消防団をはじめ応急対策活動に従事するものの装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。また、市は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

2 水防に必要な防災資機材

市内の水防を十分に果たすため、水防に必要な防災資機材を備蓄しておくものとする。その基本は、静岡県水防計画書に定めた「水防倉庫に備蓄する資器材の基準」によるものとする。

点検は毎年出水期前に行い、水防活動により備蓄数量が減少した場合においては速やかに補充整備を行うものとする。現有の水防施設、資機材は資料10-11<水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表>のとおりである。

3 消防に必要な防災資機材

市民の生命、身体及び財産を火災及び地震等の災害から保護するとともに、これらの災害による被害を軽減するため、消防に必要な消防水利、消防施設及び機械器具を確保しておくものとし、その整備にあたっては、消防力の整備指針（平成17年消防庁告示第9号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）を目標とする。

これらの機械器具は、常時点検整備を行い、これにより活動に万全を期するものとする。

磐田市が保有する消防本部、消防団の機械器具及び消防水利は資料13-01<消防施設、資機材一覧表>のとおりである。

4 その他の防災資機材

その他の防災の用に供する防災資機材は、資料13-02<防災資機材一覧表>のとおりであり、順次整備しつつあるが、なお不十分の状態にあるので年次計画により防災資機材の整備・充実を図るものとする。

5 ヘリポートの整備

市は、防災ヘリコプターの活用に資するため選定したヘリポートについて、確実に使用ができるよう努めるものとする。なお、ヘリポートの所在地等は、資料14-01<ヘリポート一覧表>のとおりである。

第14節 火災予防計画

1 主旨

消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図る。

2 消防体制の整備

(1) 消防組織の確立

地域における各種災害による被害の軽減を図るため、消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。

(2) 消防救急の広域化の推進

災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化等、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するものとする。

(3) 消防施設の整備

近年の社会経済の発展に伴い、市をとりまく社会環境は、複雑多様化しているため、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防体制の万全を期するものとする。

(4) 消防職員、消防団員の教育

消防職員及び消防団員を静岡県消防学校、消防大学校等に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。

(5) 消防団の活性化

災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。市は、消防団の施設、装備の整備及び青年層や女性について団員への参加促進を図り、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。

(6) 緊急消防援助隊の受援体制の確立

消防相互応援体制の充実を図るため、実践的な訓練等を通じて緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。

3 火災の予防対策

(1) 都市防火対策の推進

市は、防火地域並びに準防火地域内の建築物の不燃化を推進し、大火の発生防止に努める。

(2) 予防査察の実施

市は、防火対象物から火災による人命危険及び出火危険を排除するため、定期、特別査察等を実施し、不備欠陥事項等の是正及び火災予防上適切な指導を行う。

(3) 消防用設備等の設置及び維持の促進

市は、火災の早期発見、初期消火のための消防用設備等の設置及び維持の指導並びに促進を図る。

(4) 防火管理体制の整備

市は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、防火管理の徹底を図る。

(5) 特殊建築物の警防計画の樹立

市は、高層建築物、大規模建築物等のうち、人命危険対象、延焼拡大危険対象、防御困難対象等の特殊防火対象物について、人命の損傷並びに出火及び拡大危険の有無、消防隊、水利配置の事前計画等有事に備え、警防計画を樹立し、被害の軽減を図る。

(6) 防火思想の普及

市は、事業所、学校、女性防災クラブ、自主防災会等に対して防火講習会、映画会を実施し、防火思想の向上を図る。

4 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため関係機関と協力して林野火災対策の推進を図る。

5 防災知識の普及啓発

県及び市は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や県、市、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。

その際、枯れ草等のある火災が起りやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く県民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。

6 火災気象通報の取扱い

市長は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項の規定による火災気象通報の伝達を受けたとき又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令するとともにその周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。

なお、火災気象通報の発表基準は、資料9-02〈火災気象通報の発表基準〉のとおりである。

第15節 危険物災害予防計画

1 主旨

市内における消防法に定める危険物製造所等の現状を把握して、災害時における危険物の応急対策についての円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

2 施設の現況

危険物製造所等の現況は、資料13-03〈類別危険物製造所等の設置状況〉、資料13-04〈数量別危険物製造所等の設置状況〉のとおりである。

3 予防査察

- (1) 消防本部（消防署を含む。）は、危険物製造所、貯蔵所及び取扱所の諸施設等に対する予防査察を実施し、危険物に起因する災害予防の指導を行う。
- (2) 消防本部は、危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設について改修等の指導を強化する。
- (3) 消防本部は、自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的災害予防体制の確立を図る。
- (4) 消防本部は、危険物災害に対応するため化学消火機材等の整備を推進する。

4 保安教育

消防本部は、危険物施設の従業員等に対し、保安に必要な教育を実施する。また、防災に関する諸活動が円滑に運営され、応急対策が完全に遂行されるよう、磐田市危険物安全協会と連携し、パンフレット等の発行、講演会等の開催など保安意識の高揚を図る。

第16節 ガス災害予防計画

1 主旨

都市ガス（ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定める一般ガス事業、簡易ガス事業及び大口ガス事業に係るガスをいう。以下同じ。）及び高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に定める高圧ガスをいう。以下同じ。）による災害発生及びその拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

2 ガス事業の現況

都市ガス事業者（ガス事業法に定める一般ガス事業者、簡易ガス事業者及び大口ガス事業者をいう。以下同じ。）及び高圧ガス事業者並びにそれらの施設の状況は、資料13-05<高圧ガス製造事業所（第1種）一覧表>のとおりである。

3 ガス保安体制の整備

(1) 保安規程の写しの提出

都市ガス事業者は、ガス事業法第30条の規定による保安規程の写しを消防機関に提出するものとする。

(2) ガス保安に係る連絡調整体制の整備

都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定める販売事業者をいう。以下同じ。）、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を消防機関に提出する。

4 ガス保安施設の整備

(1) ガス遮断装置の設置

都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。

(2) ガス漏れ警報設備等の設置

都市ガス及び液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留するおそれがある場所に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。

5 ガス災害の予防対策

(1) 都市ガス

ア 都市ガス事業者は、ガスの製造施設、ガスホルダー、導管等のガス施設について保安規程等に定める基準に基づき巡視・点検及び検査を行う。

イ 都市ガス事業者は、災害予防のため、社員や協力会社等の関係者に対し、保安教育及び訓練を行い、安全意識の高揚に努める。

ウ 都市ガス事業者は、ガス導管の設置工事又は他工事にかかわる災害防止のため、土木建築関係者に対し、ガス管の敷設状態等ガス施設に関する知識の普及を図るとともに、設置工事等に際しては、関係工事会社と十分な連絡をとり、現場立会等を実施する。

エ 他工事業者は、他工事をするに際しガス導管に係る災害を防止するため、あらかじめ、都市ガス事業者と連絡、協議をするとともに都市ガス事業者が行う保全のための措置に協力するものとする。

オ 都市ガス事業者は、一般消費者に対し、ガス事故防止のため設備の点検及びガス漏れ警報器等の設置を促進するとともに、常に安全知識の普及に努める。

(2) 高圧ガス

- ア 高圧ガス事業者及び県内高圧ガス保全団体は、高圧ガス施設の災害防止のため、設備点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。
- イ 防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。
- ウ 県及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害の防止のため、消費者保安講習、啓蒙のためのパンフレットの配布、ラジオ・テレビ等によるPRを行う。
また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普及等の保安指導を行う。

第17節 道路鉄道等災害防止計画

1 主旨

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図ることを目的とする。

2 道路交通の災害予防計画

道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。

- (1) 安全設備等の整備
- (2) 防災体制の確立（情報連絡を含む。）
- (3) 異常気象時の通行規制区間の指定
- (4) 通行規制の実施及び解除
- (5) 通行規制の実施状況に関する広報

3 鉄道の災害予防計画

鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

(1) 安全施設等の整備

- ア 道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。
- イ 路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。

(2) 防災体制の確立

動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。

(3) 異常気象時における運転の停止等

豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。

天竜浜名湖鉄道株式会社における列車の運転の中止等の基準は、資料14-05<鉄道の異常気象時における運転中止等の基準>のとおりである。

(4) 運行規制の実施状況に関する広報

第18節 防災知識の普及計画（一般）

1 主旨

風水害をはじめ地震、津波などの自然災害に加え、原子力災害や航空機事故など人災とも呼べる災害の発生が予想される。これらの多くの災害についての防災活動の成果を向上させるため、職員及び市民に対する防災知識の普及並びに防災意識の高揚を図る。このため、普及にあたっては、国が決定した災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針の主旨を踏まえ、概ね次により行うものとする。

- (1) 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (2) 市は、多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- (3) 防災知識の普及、訓練を実施する際は要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるように努めるものとする。
- (4) 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」（平成25年静岡県発行）なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進するものとする。
- (5) 専門家（風水害にあつては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

2 普及の方法

市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、各種災害と防災に関する市民の理解向上に努めるほか防災知識の普及を次の方法により行うものとする。

- (1) 学校教育、社会教育を通じての普及
災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。
また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
- (2) 印刷物等による普及
市民等に対し、その時期に応じて広報いわた、啓発チラシ等の印刷物等を利用して防災知識の高揚を図る。
- (3) ビデオ、講演会等による普及
防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等の機会を捉え、防災関係者並びに市民等に対し、ビデオ、講演会等を開催しその普及を図る。
- (4) 県ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及
市は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努め、市民等に対し、静岡県ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。

(5) 各種団体を通じての啓発

市は、国(総務省)及び県と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

3 普及すべき内容

市は、防災知識の普及にあたっては、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項は概ね次のとおりである。

(1) 防災気象に関する知識

(2) 防災の一般的知識

(3) 磐田市災害に強い地域づくり条例の主旨

(4) 磐田市地域防災計画の概要

(5) 自主防災会の意義

(6) 災害危険箇所に関する知識

(7) 災害時の心得

ア 災害情報等の聴取方法

イ 停電時の心構え

ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底

エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を維持するための準備

オ 避難所の適正な運営

カ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等

キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について

ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動

(8) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮

この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

4 職員に対する防災教育

市は、気象、水防の知識、市の防災対策、災害救助措置等についての研修会、講習会を適宜開催して、災害時における適切な判断力と行動力の養成及び防災上必要な知識並びに技術の向上を図るものとする。教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

5 家庭防災の日の支援

磐田市自治会連合会では、東日本大震災の教訓を受け3月11日を「家庭防災の日」と定め、毎年テーマを定め家庭内における話し合い等を推進していることから、市はこの活動に対し支援す

るものとする。

第19節 住民の避難誘導體制

1 主旨

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所(以下「避難地」という。)及び被災者が避難生活を送るための指定避難所(以下「避難所」という。)のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

2 避難地・避難路の周知啓発

市は住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

3 避難地・避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

(1) 避難地

- ア 避難地標識等による住民への周知
- イ 周辺の緑化の促進
- ウ 複数の進入口の整備

(2) 避難路

- ア 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- イ 落下・倒壊物対策の推進
- ウ 誘導標識、誘導灯の設置
- エ 段差解消、誘導ブロックの設置

4 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(1) 避難所の指定

避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ア 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルスを含む感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

ウ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、県及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

オ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(2) 2次的避難所の整備

ア 福祉避難所

(ア) 市は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。

(イ) 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。

- (ウ) 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
- (エ) 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。
- (オ) 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 2次避難所

- (ア) 2次避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。
- (イ) 市及び県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。
- (ウ) 市及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

5 避難地、避難所等の施設管理

(1) 市

市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

- ア 避難所の管理者不在時の開設体制
- イ 避難所を管理するための責任者の派遣
- ウ 災害対策本部との連絡体制
- エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡体制の構築を行う。

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、県及び市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

6 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

- (1) 市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、市は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。
- (2) 避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。
- (3) 住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- (4) 市は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

第20節 避難情報の事前準備計画

1 主旨

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

2 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。
具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋

滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

- (2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。
- (3) 市は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努めるものとする。

3 住民への周知・意識啓発

- (1) 市は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、市及び県は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。
- (2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- (3) 市及び県は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画（マイ・タイムライン）の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第21節 避難誘導體制の整備計画

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべ

き区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第22節 防災知識の普及計画（風水害）

市は、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- (1) 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。

加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。

- (2) 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
- (3) 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。
- (4) 高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

第23節 防災のための調査研究

1 実施方針

市は、磐田市における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

- (1) 本市の地形、地質的素因が自然的災害の発生にあたって、どのような反応を示すか調査・検討する。
- (2) 古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査・検討する。
- (3) 災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。
- (4) 今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。

- (5) 要防災の程度を区分する
- (6) 要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。
- (7) 要防災地域の防災パトロールの実施

2 土地条件調査上における地域別主要問題点

- (1) 天竜川流域
 - ア 大ダムの建設とその下流部に与える影響の問題
 - イ 天竜川の流出土砂の問題
- (2) 遠州灘海岸
 - ア 大ダム建設による海岸侵食に与える影響の問題
 - イ 高潮、津波に対する問題

3 災害発生状況調査

- (1) 地震

過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
- (2) 津波

過去の主な津波災害の発生状況を整理するとともに、津波観測技術や津波被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の基礎とする。
- (3) 風水害

過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。
- (4) 大火災

火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第24節 防災訓練

1 主旨

市における災害対策本部の運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立及び市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

また、県、市等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

2 総合防災訓練の実施

災害が発生した場合に災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構

えを養っておかなければならない。特に災害対策基本法の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況に鑑み、県が実施する訓練に協力し、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災会、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、概ね次の事項に重点をおき、市は、総合防災訓練を行うものとする。

また、総合防災訓練では、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

- (1) 水防
- (2) 消火
- (3) 交通規制
- (4) 道路啓開
- (5) 救出・救護
- (6) 避難・誘導
- (7) 通信情報連絡
- (8) 救助物資輸送
- (9) 避難所運営
- (10) 給水・炊出し
- (11) 応急復旧
- (12) 遺体措置

3 救助・救急関係機関の連携

市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

4 磐田市災害対策本部・支部要員訓練の実施

磐田市災害対策本部及び支部において応急対策活動に従事する磐田市災害対策本部要員及び支部要員に対し、実践に即した訓練を行う。

5 非常通信訓練

災害時において、災害地から磐田市災害対策本部及び支部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

6 防災訓練のための交通の禁止又は制限

市長は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することを県公安委員会に対して申請し、許可を受けるものとする。その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した資料14-06<防災訓練に係る交通規制標識>に掲げる標示を設置する。

7 防災訓練実施後の評価等

防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第25節 自主防災会の育成

1 主旨

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、国、県、市町をはじめ防災関係機関が総力を挙げて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民の自主的な防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

2 自主防災会の概要

(1) 組織

自治会等を活用し、防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、市は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。

(2) 編成

本部組織として、消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。

(3) 活動内容

ア 平常時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、自動車へのこまめな満タン給油、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。

また、市の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、市及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。

イ 災害時の活動

地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、運営、在宅避難者の支援等を行う。

3 推進方法

市は、地域住民に対して、自主防災会の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに、防災資機材等の整備についての助成を行う。

また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

4 研修会等の開催

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、

自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

5 静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用

県及び市は、当該アプリに搭載した「地域防災力見える化システム」を活用し、地域防災力向上に努めるものとする。

第26節 事業所等の自主的な防災活動

1 事業所等における防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- (1) 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- (2) 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全を確保すること。
- (3) 発災後数日間、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- (4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市町が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- (5) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

2 平常時からの防災活動の概要

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 救出及び応急救護等
- (7) 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設及び設備の耐震性の確保
- (9) 予想被害からの復旧計画策定
- (10) 各計画の点検・見直し

3 防災力向上の促進

- (1) 市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。
- (2) 市は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。
- (3) 県、市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるも

のとする。

4 事業継続計画の取り組み

事業所等は、事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第27節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として磐田市防災会議に提案することができる。
- 2 市は、磐田市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、磐田市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第28節 ボランティア活動に関する計画

- 1 ボランティア活動の支援
市は、市社会福祉協議会及び市ボランティア協会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。
- 2 災害ボランティア・コーディネーターとの連携
市は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配備調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努める。
- 3 ボランティア活動経費等の準備
市は、災害ボランティア本部で活用する資機材の整備や初動経費の事前準備に努める。

第29節 要配慮者支援計画

- 1 主旨

要配慮者に対し、その障がいの内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することを目的とする。

2 要配慮者支援体制の整備

(1) 要配慮者支援体制

市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速、かつ、的確に実施できるよう、消防団、自主防災会等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備する。

(2) 地域における支援体制の整備

地域においては、自主防災会が中心となり、次に掲げる関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日ごろから連携して災害時の協力体制の整備に努めるものとする。

また、県は、DWAT（災害派遣福祉チーム）及び応援職員（福祉関係職員等）の派遣並びに要配慮者のための物資を供給できるよう応援体制を確保する。

ア 行政機関

警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等

イ 地域組織

自治会、自主防災会、地区社会福祉協議会等

ウ 福祉関係者、福祉関係団体

民生委員・児童委員、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、身体障がい者相談員、市社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障がい者団体等

(3) 避難行動要支援者に関する措置（避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成）

ア 市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるものとする。

イ 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

ウ 市は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

エ 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災会その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じて提供するものとする。

オ ウにより名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生じる。市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

カ 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、

福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

キ 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ク 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(4) 防災訓練

市は、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施するものとする。

(5) 人材の確保

市は、日ごろから手話通訳者、外国語通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等要配慮者の支援に必要な人材の確保に努めるものとする。

(6) 協働による支援

市は、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体、国際交流団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結するものとする。

(7) 地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(8) 避難行動支援者の安全確保

市は、避難行動支援者（避難行動要支援者の避難行動等を支援する者）が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難行動支援者の安全確保に十分配慮するものとする。

(9) 観光客の安全確保

市は、県、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を推進するものとする。

(10) 要配慮者利用施設における避難確保措置等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害から避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するものとする。

第30節 救助・救急活動に関する計画

市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊及び救急隊の整備を推進する。

第31節 応急住宅・災害廃棄物処理

1 建設型応急住宅の供給体制の整備

市は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

2 賃貸型応急住宅、公営住宅のあっせん等体制の整備

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 災害廃棄物処理

- (1) 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- (2) 市は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第32節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

1 市

- (1) 緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、静岡県石油商業組合磐田支部と締結した「災害時における燃料の供給に関する協定」に基づき、重要施設（災害拠点病院、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、市が別途指定したもの、並びに市有車両、市施設の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。
- (2) 市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。
- (3) 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

2 重要施設の管理者

- (1) 重要施設の管理者その他の災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行うよう努めるものとする。

特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

- (2) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。
- (3) 市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達にあたっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。
- (4) 市は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。
- (5) 県、市、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域(以下「浸水想定区域」という。)、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

3 ライフライン事業者

- (1) 災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。
- (2) ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。
- (3) 電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。
- (4) 被災施設の復旧予定時期の目安について、利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。
- (5) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

第33節 被災者生活再建支援に関する計画

1 人材育成

- (1) 県は市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。
- (2) 研修を受講した担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

2 実施体制の整備

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

- (1) 県が実施する住家被害の調査担当者を対象とした研修の受講
- (2) 住家被害の調査及びり災証明書交付の訓練
- (3) 応援協定の締結
- (4) 応援の受入れ体制の構築

3 システムの活用

市は、住家被害の調査及びり災証明書の交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第34節 市の業務継続に関する計画

1 業務継続体制の確保

- (1) 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。
- (2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

2 業務継続計画等において定めておく事項

市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第35節 複合災害対策及び連続災害対策

- 1 市は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象をいう。）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

- 2 市は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。
- 3 市は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第36節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第37節 災害に強いまちづくり

- 1 県及び市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

注)※1 例 水田の貯留機能を活用した洪水抑制、海岸防災林の造成により津波防災機能を持たせること等の取組

※2 例 森の防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組

- 2 県及び市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
- 3 市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。
- 4 県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 総則

1 主旨

この計画は、市が指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の協力を得て実施する災害応急対策に係る計画とし、おおむね次の場合の措置とする。

- (1) 災害対策基本法第5条（市町村の責務）の規定に基づき、市の責務として実施する場合の措置
- (2) 災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）の規定に基づき、他の市町村の市町村長等に対して応援を要求する場合の措置
- (3) 災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）の規定に基づき、知事等に対して応援を要求する場合の措置
- (4) 災害対策基本法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）の規定に基づき、知事に対して、災害派遣の要請の要求をする場合の措置

2 磐田市地域防災計画と静岡県地域防災計画との関係

災害対策基本法第42条（市町村地域防災計画）では、市町村地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にあるため、磐田市地域防災計画では、静岡県と協力し、磐田市が災害応急対策を実施するにあたって留意する事項について定める。

3 市の行う措置

災害対策基本法第50条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき市が行う応急措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
 - (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - (4) 被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - (6) 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
 - (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - (8) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 上記(9)として行う措置の例は以下のとおりである。

ア 発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、公共施設の応急復旧を速やかに行う。

イ 大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源

の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

4 防災業務計画と磐田市地域防災計画との関係

磐田市地域防災計画は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつ、できるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとする。

5 この計画を理解し、実施するための留意事項

(1) 関係法令との関係

災害対策基本法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的、かつ、計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

(2) 相互協力

災害対策基本法第4条（都道府県の責務）、第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。

この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、県及びライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

(3) 市の配慮すべき事項

ア 要請について

市長は、磐田市地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう十分な配慮をするとともに、この計画により県その他の関係機関の応援、実施を必要とする場合は、遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡するものとする。要請連絡は電信、電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお、電信、電話等で要請した事項については、事後正式な書面により処理するものとする。

イ 関係者への連絡周知について

市長は、県が静岡県地域防災計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うにあたり、これが的確、かつ、迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売業者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。

(4) 応援の指揮系統

この計画に基づく応援に従事する者は、災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示等）の定めるところにより応援を受ける市長の指揮の下に行動するものとする。

(5) 協力要請事項の正確な授受

要員の動員協力、物資調達等の要請、あつせん、受諾にあたっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後、経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。

ア 機関名

イ 所属部課名

ウ 氏名

(6) 従事命令等の発動

法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使にあたっては慎重に扱うとともに関係者に対しては、常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。

(7) 標示等

災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定にあたっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意するものとする。

(8) 知事による応急措置の代行

災害対策基本法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、磐田市地域防災計画の定めるところにより行うものとする。

(9) 経費負担

ア 災害応急対策に要する経費については、災害対策基本法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより災害救助法等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。

イ 知事が市長の要請により、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町村若しくは業者の請求に基づき、県が確認のうえそれぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第2節 組織計画

1 主旨

この計画は、市の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障がないよう措置することを目的とする。

2 災害対策組織

(1) 磐田市防災会議

ア 編成

資料1-03<磐田市防災会議編成表>の定めるところによる。

イ 運営

磐田市防災会議条例（平成17年条例第221号。資料1-02）及び磐田市防災会議運営要領（平成17年11月22日施行。資料1-04）の定めるところによる。

(2) 磐田市災害対策準備室

ア 設置基準

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報及び津波注意報が発表され、災害の発生するおそれがあるときで、資料2-01<災害時等の配備体制とその基準>の定めるところによる。

イ 編成

資料2-02<磐田市災害対策準備室編成図>の定めるところによる。

ウ 設置場所

磐田市災害対策準備室は、防災センターに設置する。また、必要に応じて被害を受けるおそれのある地域を管轄する支所においても支部を設置する。

エ 事務分掌

磐田市災害対策準備室における事務分掌は、資料2-03<磐田市災害対策準備室における事務分掌>の定めるところによる。

(3) 磐田市災害対策本部

ア 設置基準

磐田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市長がその対策を必要と認めるときで、資料2-01<災害時等の配備体制とその基準>の定めるところによる。

イ 編成

資料2-04<磐田市災害対策本部編成図>の定めるところによる。

ウ 設置場所

災害対策本部は、防災センターに置く。ただし、状況に応じて現地に置くことができる。

エ 事務分掌等

資料2-05<磐田市災害対策本部における事務分掌>の定めるところによるほか次のとおりとする。

(ア) 本部長

- ① 本部長は、市長があたる。
- ② 本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

(イ) 副本部長

- ① 副本部長は、副市長、教育長を充てる。
- ② 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副市長、教育長の順序により、その職務を代理する。

(ウ) 本部員

- ① 本部員は、部長、会計管理者、議会事務局長、教育委員会教育部長、消防長、磐田市立総合病院事務部長及び理事の職にある者をもって充てる。
- ② 本部員は、本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(エ) 部長、次長等及び班長

- ① 部長、次長等及び班長は、資料2-04<磐田市災害対策本部編成図>に掲げる者をもって充てる。
- ② 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- ③ 部長のうち磐田市立総合病院事務部長及び消防長にあつては、代理者又は連絡員を災害対策本部に派遣し、その事務に従事させることができるものとする。
- ④ 次長等は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ⑤ 班長は、上司の命を受け、班の事務を処理する。
- ⑥ 部長及び班長は、職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、部長及び班長が不在の間、職務代行者はその職務を代行する。

(オ) 危機管理監

- ① 災害対策本部に危機管理監を置く。
- ② 危機管理監は、本部長及び副本部長を補佐する。

(カ) 本部連絡員

- ① 部に本部連絡員を置き、部（局）付職員を充てる。
- ② 本部連絡員は、災害対策上の指示又は情報について所属部（局）との連絡の任にあたる。
- ③ 部長は、本部連絡員の職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、本部連絡員が不在の間、職務代行者をその任にあたらせる。

(キ) 本部室等

- ① 災害対策本部に災害応急対策の総合調整を図るため本部室を設置する。
- ② 本部室は、防災センターに置く。
- ③ 本部室に「磐田市災害対策本部」の表示をする。
- ④ 本部室の構成員は、資料2-06<本部室構成員一覧表>による。
- ⑤ 災害対策本部と防災関係機関との連携を図るため、本部室に関係機関の職員の派遣を要請することができる。

(ク) 支部

- ① 本部の地区組織として、各支所に支部を置くことができる。
- ② 支部の組織及び所掌事務は、資料2-04<磐田市災害対策本部編成図>及び資料2-05<磐田市災害対策本部における事務分掌>の定めるところによる。

(ケ) 支部派遣職員

支部機能の強化・充実を図るため、支部に本部職員を派遣することができる。

オ 県への報告

災害対策本部を設置した時には、遅滞なく静岡県西部地域局（以下「県西部地域局」という。）長に報告する。災害対策本部を廃止した場合も同様とする。

(4) 磐田市水防本部

水防本部の組織等に関し、必要な事項は第25節「水防計画」に定めるところによる。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

第3節 動員計画

1 主旨

この計画は、市長が動員を指示若しくは命令又は要請する場合の対象者、実施時期及び実施方法を明らかにし、応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

2 動員の実施基準

(1) 動員（要請）の時期

市長が必要と認めたとき又は本章各節に定めるそれぞれの計画によるものとする。

(2) 動員（要請）対象者

- ア 市職員（一部事務組合職員を含む。）
- イ 消防団員
- ウ 警察官
- エ 緊急消防援助隊等
- オ 自衛官
- カ 海上保安官
- キ 医師、歯科医師又は薬剤師
- ク 保健師、助産師又は看護師
- ケ 土木技術者又は建築技術者
- コ 大工、左官又はとび職
- サ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

3 実施方法

(1) 市職員の動員

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときの配備体制は、資料2-01<災害時等の配備体制とその基準>のとおりとし、本部長が決定する。

ただし、本部長は、災害の状況その他により、特別な体制が必要であると認めたときは、特定の班に対してのみの配備体制をとらせることができる。

イ 動員体制

(ア) 災害対策本部動員計画

班長は、あらかじめ「災害対策本部動員計画」を作成し、これを本部長に報告するとともに班員に徹底しておく。

(イ) 勤務時間外等の情報

災害対策本部等が設置されていない勤務時間外等の災害についての情報は、市役所当直員並びに磐田市消防署指揮本部室が受領し、資料12-03<勤務時間外等における職員連絡系統図>により伝達する。なお、河川水位等については、自動通報装置により関係者に伝達する。

(2) 市職員の応援

ア 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。

イ 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 消防団員の動員

動員は、原則として消防団を統括する消防団長に対して行う。

(4) 警察官の応援要請

警察官の応援を必要とする場合は、磐田警察署長に対して出動を要請する。

(5) 緊急消防援助隊等の応援要請

他の市町村長とあらかじめ締結した消防相互応援協定に基づくほか緊急消防援助隊等他の消防機関への応援要請に関し必要な事項は、第23節「消防計画」の定めるところによる。

(6) 自衛隊の派遣要請の要求

自衛隊の派遣要請の要求に関し必要な事項は、第28節「自衛隊派遣要請要求計画」の定めるところによる。

(7) 海上保安庁に対する支援要請の依頼

海上保安庁への支援要請の依頼に関し必要な事項は、第29節「海上保安庁に対する支援要請依頼計画」の定めるところによる。

(8) 医療助産関係者の応援要請

医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は、第13節「医療助産計画」の定めるところによる。

(9) 土木業者、建設業者及び技術者等の応援要請

動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿等を参照して当該応援動員対象業者又は個人に直接若しくは当該業者の所属する磐田市建設事業協同組合等に対して行う。

(10) 磐田市

ア 知事等に対する応援要請等

市長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする人員、資機材等
- (ウ) 応援を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他応援に関し必要な事項

イ 他の市町長に対する応援要請

(ア) 市長は、市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。なお、他の市町長等への応援の要請に関し必要な事項は、第33節「相互応援協力計画」の定めるところによる。

(イ) 「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

ウ 県から市に対する応援

(ア) 知事は、市から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急

対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力をする。

(イ) 知事は市の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市長に対し次の事項を示して市の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。

- a 応援を必要とする理由
- b 応援を必要とする人員、装備、資機材等
- c 応援を必要とする場所
- d 応援を必要とする期間
- e その他応援に関し必要な事項

(11) 関係機関等への協力要請

災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、当該機関の応援のみでは不足する場合に次のとおり応援要請等を行うことができる。

ア 指定地方行政機関の長に対して行う派遣要請

次の事項を明らかにしたうえ派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

このほか災害対策基本法第30条の規定に基づき、知事に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- (ア) 派遣のあつせんを求める理由
- (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

(12) 受入体制の確立

ア すべての応援者の作業が効率的に行われるよう、応援者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。

イ 要請により応援を受ける場合は、応援者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

ウ 市は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

エ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする

第4節 通信情報計画

1 主旨

この計画は、県、市及び関係機関との通信系統を明らかにするとともに市の通信情報計画を明らかにし、災害時における情報連絡に支障のないように措置することを目的とする。なお、事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に非常災害である場合には、当面第35節「突発的災害に係る応急対策計画」により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

2 気象、地象及び水象に関する情報の収集、伝達、周知

- (1) 市は、気象、地象及び水象に関する情報について関係機関から積極的に収集するとともに必要に応じ同報系防災行政無線、いわたホッとメール、広報車等により住民に周知するものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。
- (2) 気象業務法に基づく静岡県における気象予報、警報等の種類及び発表基準は、資料9-01<気象注意報・警報等の種類と発表基準>のとおりである。
- (3) 水防に関係のある気象の予報、注意報、警報等の収集及び伝達は、第25節「水防計画」に定めるところによる。
- (4) 地震、津波に関する情報及び津波警報の収集及び伝達は、地震・津波災害対策編の定めるところによる。

3 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

- (1) 収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱課等をあらかじめ定めておくものとする。なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。
 - ア 被害状況
 - イ 避難の指示及び警戒区域設定状況
 - ウ 生活必需物資の在庫及び供給状況
 - エ 物資の価格、役務の対価動向
 - オ 金銭債務処理状況及び金融動向
 - カ 避難所の設置状況
 - キ 避難生活の状況
 - ク 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
 - ケ 応急給水状況
 - コ 観光客等の状況
- (2) 地域派遣市職員、消防団員、自主防災会の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集にあたるものとする。
- (3) 市、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。
- (4) 危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するとともに、避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

4 情報の収集

災害応急対策活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。

特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、磐田警察署等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

(1) 職員派遣による収集

災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

(2) 自主防災会等を通じた収集

自主防災会等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

(3) 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

5 災害通信方法

県から伝達される各種災害通信は、県防災行政無線（ファクシミリ）により危機管理課（災害対策本部設置後は、総務班（総務課、監査委員事務局、契約検査課））で受領し、状況に応じて必要と認められる各課等に伝達する。危機管理監（災害対策本部設置後は、総務班長）は、上司の命があったとき又は状況により必要と認めたときは、内線電話及び庁内放送等を通じて本庁及び支所職員に情報を周知徹底させるほか、各出先機関にも周知徹底を図る。なお、勤務時間外等における情報は、資料12-03＜勤務時間外等における職員連絡系統図＞により伝達する。

6 災害情報及び被害状況等の報告等

(1) 市長に対する報告

関係課長（班長）は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、所管事項に係る災害情報及び被害の状況を収集して口頭又は資料11-01＜指示書＞により市長に報告するものとする。また、磐田警察署長は、災害情報を市長に報告する。

被害状況等の報告事項は、次のとおりとする。

- ア 災害の原因
- イ 災害の発生した日時
- ウ 災害の発生した場所又は地域
- エ 被害の程度
- オ 災害に対してとられた措置
- カ その他必要な事項

(2) 知事に対する報告、要請

市長は、「災害による被害報告について」（昭和45年4月10日付消防防第246号）別添「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防防第267号）の規定により、静岡県災害対策本部西部方面本部（以下「県西部対策本部」という。）を経て知事に報告する。また、被害規模を早期に把握するため、市長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し、県西部対策本部に報告する。報告の方法は、原則として県防災行政無線又は電話をもって行い、最終報告は、文書をもって行うものとする。ただし、県西部対策本部に連絡がつかない場合は知事（危機管理部危機対策課）に、知事に連絡がつかない場合は、内閣総理大臣（総務省消防庁応急対策室）に報告する。なお、連絡が付き次第、知事及び県西部対策本部にも報告する。

[県危機管理部危機対策課]

| | | |
|-------|--------------|----------------------------------|
| | N T T有線 | 静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室)) |
| 電 話 | 054-221-2072 | 地上系 5-100-6030 衛星系 8-100-6030 |
| F A X | 054-221-3252 | 地上系 5-100-6250 衛星系 8-100-6250 |

[消防庁応急対策室]

| | | 地域衛星通信ネットワーク | 消防防災無線 | N T T有線 |
|---------------------|-------|--------------------|------------|--------------|
| 平 日 (9:30~18:15) | 電 話 | 8-048-500-90-49013 | 8-90-49013 | 03-5253-7527 |
| | F A X | 8-048-500-90-49033 | 8-90-49033 | 03-5253-7537 |
| 上記以外 | 電 話 | 8-048-500-90-49102 | 8-90-49102 | 03-5253-7777 |
| | F A X | 8-048-500-90-49036 | 8-90-49036 | 03-5253-7553 |

ア 報告すべき災害

- (ア) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準に合致するもの
- (イ) 市が災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (エ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(ア)から(ウ)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- (オ) 地震が発生し、市の区域内で震度4以上を記録したもの
- (カ) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告する必要があると認められるもの
- (キ) 「火災・災害等既報要領」で定める「速報基準」に該当するもの

イ 被害速報（随時）

市長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで資料11-02<被害程度の認定基準>の基準に基づき、資料11-03<被害速報（随時）>により報告する。

ウ 定時報告

市長は、定められた時間に県西部対策本部に、可能な限り最新の被害状況を資料11-04<災害定時及び確定報告書>により報告する。

エ 確定報告

市長は、被害状況確定後速やかに資料11-04<災害定時及び確定報告書>により県西部対策本部を経て知事に文書をもって報告する。

オ 知事に対する要請

知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。

(3) 磐田市防災会議に対する報告

必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、磐田市防災会議に報告する。

7 通信施設の利用方法

(1) 非常用無線装置等の利用

株式会社N T Tドコモに対し、静岡県災害対策本部を通じて非常用無線装置、非常用電源車等の派遣を要請する。

(2) 同報系防災行政無線の利用

災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、同報系防災行政無線を活用し、市民に情報の周知徹底を図る。

8 異常現象発見の通報

(1) 災害の発生するおそれがある異常な現象(著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等)を発見した者は、その概況を遅滞なく市又は磐田警察署に通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等が発見した通報を受けた市は、気象庁(0570-015-024)へ通報するものとする。

(2) 市は、異常な現象に係る通報があった場合には、その概況について県西部地域局に通報するものとする。

9 防災関係機関相互の連携体制の構築

県、市及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム(総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムであるSIP 4D(基盤的防災情報流通ネットワーク)に集約できるよう努めるものとする。

第5節 災害広報計画

1 主旨

この計画は、災害時における市と県、防災関係機関及び報道機関との協力体制を定め、市民に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、広報活動の万全を期することを目的とする。なお、その際、要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

市、ライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

2 広報事項

災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、避難所の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施するものとする。

実施に際しては、県、防災関係機関及び報道機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行うものとする。

なお、広報すべき事項の主なものは、次のとおりであるが、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、市民生活に密接に関係ある事項を中心に行うものとする。

(1) 気象、地象及び水象等に関する情報

(2) 電気、ガス、水道、電話、道路、鉄道等の被害状況及び復旧見込み

- (3) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (4) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (5) 人心安定のための市民に対する呼びかけ
- (6) 自主防災会に対する活動実施要請
- (7) その他社会秩序保持のための必要事項

3 報道機関に対する協力等

- (1) 報道対応責任者
災害対策本部において報道機関に対応する場合の総括の責任者は企画部長とする。
- (2) 情報発表方法
報道機関に対する情報の発表は、原則としてあらかじめ時間等を指定して行う。
- (3) 災害記録写真の収集
市が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。

4 広報実施方法

市（災害対策本部）が災害応急対策上必要な事項を市民に対して周知する場合は、次に掲げる各種の媒体を活用して行うものとする。停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。

なお、報道関係機関は、資料6-01<報道機関一覧表>のとおりである。

また、地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図るものとする。

- (1) 印刷媒体
 - ア 広報いわた（臨時号等）
 - イ ポスター、チラシ類
 - ウ 日刊紙
- (2) 視聴覚媒体
 - ア ラジオ放送 日本放送協会、静岡放送株式会社、静岡エフエム放送株式会社、浜松エフエム放送株式会社
 - イ テレビ放送 日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ
 - ウ 市ホームページへの掲載
 - エ いわたホットメール
 - オ 広報車、同報系防災行政無線
- (3) その他
自主防災会等を通じた連絡

5 外部機関との連携等

- (1) 市は、外部機関から災害対策に関する事項について、市の広報媒体の活用による広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用するものとする。
- (2) 市以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議するものとする。
- (3) 市は、外部機関からの災害対策上必要な広報事項を受領した場合は、必要な広報手段を講じなければならない。

6 被災者の安否に関する情報の提供等

市は、安否情報システム（消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムをいう。）等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。

また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。

7 経費負担区分

- (1) ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度協議して定める。
- (2) 外部機関からの広報事項の受領をした場合の経費は、受領時においてその都度協議して定める。
- (3) 報道機関から収集する災害記録写真に要する経費は、市が負担する。

第6節 災害救助法の適用計画

1 主旨

この計画は、災害救助法に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、市において具体的に災害救助法適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 市内において、100世帯以上の住家が滅失したとき
- (2) 県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合で、かつ、市内において50世帯以上の住家が滅失したとき
- (3) 県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき

3 被害世帯の算定基準

(1) 被害世帯の算定

前記2(1)から(3)までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1の世帯とみなすものとする。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 滅失（全壊、全焼、流失）

住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、

埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。

- (ア) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの
- (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 半壊・半焼

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には次のいずれかに該当するものとする。

- (ア) 損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの
- (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態となったもの

- (ア) 前記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの
- (イ) 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができないもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

4 災害救助法の適用手続

(1) 県への報告

市は、市内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要について県西部地域局を経由して、知事に報告する。

(2) 県における適用手続

知事は、市町からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、災害救助法の適用等について内閣総理大臣に報告するとともに、当該市町に通知するものとする。なお、災害救助法を適用したときは、速やかに公示を行うものとする。

5 災害救助法事務

災害に際し、市内における被害が、前記2の災害救助法の適用基準の何れかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。

- (1) 避難所の設置及び受入れ
- (2) 炊き出しその他による食品の給与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災した住宅の応急修理

- (8) 学用品の給与
 - (9) 埋葬
 - (10) 遺体の捜索
 - (11) 遺体の処理
 - (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 6 費用の限度
費用限度額は、資料24-01<災害救助法による費用限度額等>によるものとする。
- 7 災害救助法適用外の災害
災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において救助を実施し、その内容は、災害救助法に基づく実施基準に準ずるものとする。

第7節 避難救出計画

1 主旨

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

2 避難誘導

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

①避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

| 警戒レベル | 行動を住民等に促す情報 | 住民自ら行動をとる際の判断を参考となる情報（警戒レベル相当情報） | 住民等が取るべき行動 |
|---------|-------------------------------|---|--|
| 警戒レベル 1 | 早期注意情報 （警報級の可能性）（気象庁が発表）※1 | | ・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。 |
| 警戒レベル 2 | 大雨注意報・ 洪水注意報 （気象庁が発表） | <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意） | ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。 |
| 警戒レベル 3 | 高齢者等避難（市長が発令） | <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報※2 | <p>危険な場所から高齢者等の避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 |
| 警戒レベル 4 | 避難指示 （市長が発令） | <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 | <p>危険な場所からの全員避難 危険な場所からの全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 |

| | | | |
|--------|---------------|---|--|
| | | 報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（非常に危険） ・高潮特別警報※3 ・高潮警報※3 | ・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。 |
| 警戒レベル5 | 緊急安全確保（市長が発令） | ・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※4 ・（大雨特別警報（土砂災害））※4 ・高潮氾濫発生情報※5 | 命の危険 直ちに安全確保 ・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。 |

注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。

注2 市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動のとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注3 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注5 「早期注意情報（警報級の可能性）」は、5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、中部など）で2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（静岡県）で発表される。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

注6 ※2について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

注7 ※3の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、危険な場所からの避難が必要とされるため、また、高潮特別警報は、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表されるため、両方が警戒レベル4相当情報に

位置付けられている。

注8 ※4の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市長は警戒レベル5緊急安全確保の発令基準としては用いない。

注9 ※5の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

②実施者

ア 緊急安全確保、避難指示

(ア) 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。助言を求められた指定行政機関の長・指定行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。これら避難情報の解除に当たっては、十分な安全性の確認に努める。

知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う（法第60条）。

(イ) 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）。

(ウ) 警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第61条）。

(エ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第94条）。

(オ) 水害管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条）。

(カ) 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のための特別な必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

(キ) 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

イ 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

市長は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系・戸別受信機を含む）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

(3) 避難者の誘導等

ア 市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導をもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要支援者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出勤を求めるものとする。

併せて、市は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

ウ 避難路の確保

県、県警察、市及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

ア 警察官、海上保安官、自衛官の代行

警察官、海上保安官又は自衛官は災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により市長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。

イ 知事による代行

知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

3 被災者の救助

(1) 基本方針

ア 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。

イ 県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。

ウ 県及び市は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

- エ 県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。
- オ 市は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- カ 自主防災組織、事業所等及び県民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- キ 自衛隊の救出活動は「第28節 自衛隊派遣要請要求計画」の定めるところにより行う。
- ク 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 実施主体と実施内容

ア 磐田市

- (ア) 平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。
- (イ) 職員を動員し負傷者等を救出する。
- (ウ) 市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。
- (エ) 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。
- (オ) 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。
 - a 応援を必要とする理由
 - b 応援を必要とする人員、資機材等
 - c 応援を必要とする場所
 - d 応援を必要とする期間
 - e その他周囲の状況等応援に関する必要事項

イ 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

- (ア) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (イ) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (ウ) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。
- (エ) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。
- (オ) 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。

(3) 避難地への市職員等の配置

市が設定した避難地及び広域避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

(4) 地震災害発生時における避難方法

災害の状況により異なるが原則として次により避難する。要避難地区で避難を要する場合

ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域

- (ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。
- (イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場

所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。

(ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。

(エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。

イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

(5) 幹線避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

(6) 避難地における業務

ア 要請等により避難地に配置された市職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

(ア) 火災等の危険の状況に関する情報の収集

(イ) 地震等に関する情報の伝達

(ウ) 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）

(エ) 必要な応急救護

(オ) 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動

イ 市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。

4 避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(1) 避難所の開設

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。

この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外

の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(2) 避難所の管理・運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

ア 避難受け入れの対象者

(ア) 災害によって現に被害を受けた者

- ・住家が被害を受け居住の場所を失った者
- ・現に災害を受けた者であること

(イ) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- ・避難指示が発せられた場合
- ・避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

(ウ) その他避難が必要と認められる場合

イ 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

(ア) 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

(イ) 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

(ウ) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

(エ) 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握

(オ) 避難行動要支援者への配慮

(カ) 避難の長期化等に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド・パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施

(キ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施

(ク) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮

(ケ) 相談窓口の設置（女性指導員の配慮）

(コ) 高齢者・障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮

(サ) 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮

(シ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(ス) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、

男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの把握

- (セ) 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DV の発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DV に係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
- (ソ) ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
- (タ) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めること
- (チ) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
- (ツ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施及び自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮した保健福祉担当部局から防災担当部局への避難所運営に必要な情報の共有

ウ 避難所の早期解消のための取組等

市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

5 災害救助法に基づく実施事項

(1) 避難所の設置

ア 実施基準

原則として学校、交流センター等既存建物を使用する。既存建物だけで不足する場合等は、屋外に仮小屋、天幕等を設営することとする。

イ 費用の限度

費用限度額は、資料24-01<災害救助法による費用限度額等>による。

ウ 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし必要に応じ知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

(2) 被災者の救出

ア 実施基準

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。

イ 費用の限度

救出のため必要な機械器具等の借上代等実費

ウ 実施期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし必要に応じ知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

6 知事への要請事項

市長は、自ら避難及び救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。

| 区分 | 内容 |
|-------|-------------------|
| 避難の場合 | ア 避難希望地域 |
| | イ 避難に要する人数 |
| | ウ 避難期間 |
| | エ 輸送手段 |
| | オ その他必要事項（災害発生原因） |
| 救出の場合 | ア 救出を要する人員 |
| | イ 周囲の状況（詳細に記入のこと） |
| | ウ その他必要事項（災害発生原因） |

・市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

・市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

・市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

7 市長の県管理施設の利用

市長は避難所の開設に際し、当該地区内に避難所として適当な施設がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

8 避難行動要支援者への支援

市は被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(ア) 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護者高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、市は、被災により保護者を失う等保護が必要になる児童の迅速な発見、保護に努める。

(1) 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

イ 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。

ア 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

9 広域避難・広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、本市の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

なお、市は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定をほかの市町村と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

県及び市は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

県及び市は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「政府本部」という。)、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

ア 県内他市町に避難する場合

(ア) 当該市町に直接協議する。

(イ) 広域避難を行う際には、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り当市職員を配置し、避難者の状況把握に努めるものとする。

イ 他の都道府県に避難する場合

(ア) 県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

(イ) 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるよう配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努めるものとする。

ウ 他の市町村の避難者を受入れる場合

(ア) 被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行うものとする。

(イ) 避難場所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、ほかの市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(ウ) 市は、富士山の噴火に係る広域避難について、「富士山火山広域避難計画」(富士山火山防災対策協議会作成)に基づき、発災時における具体的な避難者の受入方法を定めるよう努めるものとする。

第8節 愛玩動物救護計画

1 主旨

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者による飼育愛玩動物(以下「ペット」という。)の避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市、飼い主等の実施事項を定める。

2 同行避難動物への対応

(1) 市の対応

「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。

(2) 飼い主の対応

ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣

れさせるとともに基本的なしつけを行う。

イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。

ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。

エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難に努めるものとする。なお、同行避難とは、災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難することをいい、避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではないことに留意することが必要である。

3 放浪動物への対応

(1) 市の対応

ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。

イ 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。

ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。

エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。

オ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。

(2) 飼い主の対応

ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。

イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難に努めるものとする。

第9節 食料供給計画

1 主旨

この計画は、災害により日常の食事に支障がある被災者に対して必要な食料品を確保し、支給するため災害救助法に基づいて行う実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

2 実施主体と実施内容

(1) 応急食料の確保計画量

市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。

大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に

立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

(2) 磐田市

ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。

イ 応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。市長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を確認した上で県に調達、又はあっせんを要請する。

(ア) 調達又はあっせんを必要とする理由

(イ) 必要な食料の品目及び数量

(ウ) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者

(エ) 連絡課及び連絡責任者

(オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無

(カ) 経費負担区分

(キ) その他参考となる事項

ウ 応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。

エ 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。

(3) 市民及び自主防災会組織

ア 応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市県民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。

イ 自主防災組織は市が行う応急食料の配分に協力する。

ウ 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

3 災害救助法に基づく実施事項

(1) 食料給与の対象者

ア 避難所に避難した者

イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者

ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等

エ 被害を受け、現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者

(2) 対象品目

ア 主食

米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食

イ 副食（調味料を含む。）

(3) 対象経費

ア 主食費

(ア) 米穀小売業者及び農林水産省農産局長から購入した米穀の購入費

(イ) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等の購入費

(ウ) 小売・製造業者等から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等の購入費

イ 副食費（調味料を含む。）

ウ 燃料費

エ 雑費

- (ア) 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料
- (イ) アルミホイル等の包装紙類、茶碗、はし、使いすて食器等の購入費
- (4) 費用の限度
費用限度額は、資料24-01<災害救助法による費用限度額等>による。
- (5) 実施期間
災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間の延長をすることができる。

4 応急食料調達給与の方法

(1) 応急食料給与の方法

ア 実施者

市において炊出し等食料品の給与を実施する場合、市長は、災害対策本部緊急物資班長を責任者に指名し、各現場においてそれぞれ現場責任者を置くものとする。

責任者は、配分の適正、円滑を期するための万全の措置を講じ、遺漏なきようにするものとする。

イ 給与の方法

責任者は、応急食料の給与に際して実施期間、被災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊出しの実施、パンの給与等適当な方法により実施するものとする。

(ア) 配給品目は、主食及び副食とする。

(イ) 配給数量は、1人1日3食

ウ 対象者その他

災害救助法の食品給与の実施基準によるものとする。

エ 炊出しの実施場所

炊出しは、避難所、学校給食センター又は公会堂等を利用し、自主防災会、女性団体等の協力を得て実施するものとする。ただし、適当な場所又は施設が手配できない場合には、市内に存する産業給食提供業者より調達するものとする。

(2) 応急食料調達方法

ア 調達方法

調達は、原則として市において対処するものとする。

イ 輸送措置

輸送は、原則として当該発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先の業者等において措置ができないときは、第19節「輸送計画」に基づき措置するものとする。

ウ 応急食料の備蓄

市は、避難者などの食料を給与するために市指定の避難所等に応急食料の備蓄を図るものとする。

5 交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

災害救助法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

第10節 衣料、生活必需品その他の物資及び燃料供給計画

1 主旨

この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手することができない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資(以下この節において「物資」という。)及び燃料等を確保するため市の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

2 実施主体と実施内容

(1) 物資の確保計画量

市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。

大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

(2) 磐田市

ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。

イ 物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を確認した上で県に調達、又はあつせんを要請する。

(ア) 調達又はあつせんを必要とする理由

(イ) 必要な物資の品目及び数量

(ウ) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者

(エ) 連絡課及び連絡責任者

(オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無

(カ) 経費負担区分

(キ) その他参考となる事項

ウ 物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。

エ 市は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあつせんを行う。

オ 市長は、炊き出しに必要とするLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあつせんを要請する。

(ア) 必要なLPガスの量

(イ) 必要な器具の種類及び個数

(3) 市民及び自主防災組織

ア 物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに県民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。

イ 自主防災組織は市町が行う物資の配分に協力する。

ウ 地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等を確保するものとする。

(4) 日本赤十字社静岡県支部

日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市を通じ被災者に配分する。

3 災害救助法に基づく実施事項

(1) 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）若しくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 対象品目

ア 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業衣、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ 日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

ウ 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

エ 光熱材料

マッチ、LPガス等

(3) 費用の限度

費用限度額は、資料24-01<災害救助法による費用限度額等>による。

(4) 給（貸）与の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

4 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の方法

(1) 衣料、生活必需品等の給（貸）与の方法

ア 実施者

衣料、生活必需品等の給与又は貸与を実施する場合、市長は、災害対策本部緊急物資班長を責任者に指名し、各現場においてそれぞれ現場責任者を置くものとする。責任者は配分の公平、適正、円滑を期するため、万全の措置を講じ、遺漏なきようするものとする。

イ 給（貸）与の方法

責任者は、衣料、生活必需品等の給与又は貸与に際し、物資配分計画を作成し、実施するものとする。

ウ 集積場所

調達した衣料、生活必需品等及び災害援助物資等については、あらかじめ指定する物資集積場所へ集積する。

(2) 衣料、生活必需品等の調達の方法

ア 調達方法

被災状態、物資の種類、数量等を勘案して、商工会議所又は商工会若しくは市内小売業者等により調達するものとする。

イ 輸送措置

調達した衣料等の輸送については、原則として当該物資発注先の事業者等に依頼するものとするが、当該発注先事業者等において措置ができないときは、第19節「輸送計画」に基づき措置するものとする。

第11節 給水計画

1 主旨

この計画は、災害により現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するため、市、市民及び自主防災組織の実施事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。

2 実施主体と実施内容

(1) 磐田市

ア 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。

その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。

イ 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を確認した上で、知事に調達のあつせんを要請する。

- (ア) 給水を必要とする人員
- (イ) 給水を必要とする期間及び給水量
- (ウ) 給水する場所
- (エ) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- (オ) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数
- (カ) その他必要事項

ウ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

エ 地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。

- (ア) 飲料水の供給を受ける者
災害のため現に飲料水を得ることができない者
- (イ) 飲料水の供給量
大人1人1日最小限おおむね3リットル
- (ウ) 飲料水の供給期限
災害発生の日から7日以内
ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

(2) 市民及び自主防災組織

ア 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。

イ 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。

ウ 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。

エ 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

3 災害救助法に基づく実施事項

(1) 飲料水供給の対象者

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者

(2) 対象経費

給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等

- (3) 費用の限度 制限なし（必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる。）
費用限度額は、資料24-01<災害救助法による費用限度額等>による。

- (4) 供給量及び供給期間

供給量は、大人1人1日最小限概ね3リットルとし、災害発生の日から7日以内とする。ただし、知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間の延長をすることができる。

4 給水実施方法

- (1) 給水方法

ア 給水は、災害対策本部水道班が給水実施計画を作成し、措置する。

イ 給水に際しては、給水時間、給水場所を事前に周知する。

ウ 広範な地域に給水が必要となる場合は、地区別に貯水用の水槽等を用意し、給水の迅速化を図る。

- (2) 給水施設の応急復旧

市の水道施設の概要は、資料16-03<水道施設一覧表>のとおりである。

道路決壊、橋梁流失等被災による損傷箇所の緊急復旧作業は、水道課（水道班）により措置するものとするが、これにより措置できない場合は、資料20-01<磐田市指定給水装置工事事業者協同組合員一覧表>よりの応援を求めるものとする。

- (3) 補給水源及び浄水装置

ア 飲料水の供給は、給水用車両等を用いて行うものとする。

イ 浄水装置の配置先は、資料20-02<可搬式浄水装置等配置先一覧表>のとおりである。

- (4) 浄水用薬品の調達

浄水用薬品の調達は、第13節「医療・助産計画」の定めるところによるものとする。

5 簡易水道組合への協力

市は、簡易水道組合が実施する応急給水活動及び応急復旧の状況を把握するとともに、要請に応じて必要な協力を行う。

第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮

設住宅及び住宅応急修理計画

1 主旨

市は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急的な住宅を提供し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、災害救助法に基づいて行う実

施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、第7節「避難救出計画」9「広域避難・広域一時滞在」によるものとする。

2 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

(1) 磐田市

ア 建築物

(ア) 市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。

(イ) 併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

イ 宅地等

市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

ウ 市民

(ア) 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。

(イ) 市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2) 市の実施事項

ア 被害状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

イ 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

ウ 応急仮設住宅の確保

(ア) 建設型応急住宅の建設

a 建設を県から委任された場合は、一般社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。

b 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。

(イ) 賃貸型応急住宅の借上げ

借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。

エ 応急仮設住宅の管理運営

(ア) 応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。

(イ) その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。

オ 応急住宅の入居者の認定

(ア) 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。

(イ) 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。

カ 市営住宅等の一時入居

市営住宅等の空き家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

キ 応急住宅の管理

(ア) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

(イ) 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

ク 住宅の応急修理

建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し、居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

ケ 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

(ア) 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

a 応急仮設住宅の場合

- (a) 被害世帯数（全焼、全壊、流失）
- (b) 設置を必要とする住宅の戸数
- (c) 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- (d) 派遣を必要とする建築業者及び人数
- (e) 連絡責任者
- (f) その他参考となる事項

b 住宅応急修理の場合

- (a) 被害世帯数（半焼、半壊）
- (b) 修理を必要とする住宅の戸数
- (c) 修理に必要な資機材の品目及び数量
- (d) 派遣を必要とする建築業者及び人数
- (e) 連絡責任者
- (f) その他参考となる事項

(イ) 市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

コ 住居等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。

- (ア) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- (イ) 除去に必要な人員
- (ウ) 除去に必要な期間
- (エ) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (オ) 除去した障害物の集積場所の有無

4 災害救助法に基づく実施事項

(1) 応急仮設住宅設置

ア 入居対象者

災害により住家が全壊、全焼又は流失し、他に居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることのできない者又は、住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、応急修理の期間が災害の発生の日から1カ月を超えると見込まれる者（内閣府との事前協議必要）

イ 規模及び費用の限度

規模及び費用限度額は、資料24-01<災害救助法による費用限度額等>による。

ウ 整備開始期間

災害発生の日から20日以内とする。ただし、事前に知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 住宅応急修理

ア 修理対象者

災害により住家が半壊又は半焼、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 規模及び費用の限度

規模及び費用限度額は、資料24-01<災害救助法による費用限度額等>による。

ウ 修理期間

災害発生の日から3ヶ月以内とする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内

5 実施方法

(1) 被害状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や滅失世帯数、避難所生活世帯数等を把握する。

(2) 公営住宅等入居者、応急仮設住宅入居者及び住宅応急修理者の選考

ア 公営住宅等入居者、応急仮設住宅入居者及び住宅応急修理者の選考は、建築住宅課（建築住宅班）が担当する。

イ 選考事務の公正を期するため必要に応じ選考委員会を設置し、委員はその都度市長が任命するものとする。

ウ 選考にあたっては、被災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を徴する等公平な選考に努めるものとする。

エ 選考基準

- (ア) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者
 - (イ) 特定の資産のない高齢者世帯、身体障がい者世帯、病弱者
 - (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯
 - (エ) 特定の資産のない失業者
 - (オ) 特定の資産のない勤労者、中小企業者
 - (カ) (ア)から(オ)に掲げるものに準ずる経済的弱者
- (3) 応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理の方法

ア 実施者

- (ア) 住宅の仮設及び応急修理の施工は、建築住宅課（建築住宅班）が担当する。
- (イ) 工事の施工は、原則として工事請負により行うものとする。

イ 住宅の規模及び構造等

設置数、規模、構造、単価及び修理方法等については、災害救助法の実施基準に基づいて行うものとする。この場合、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置に努めるものとする。

ウ 仮設住宅建設用地の配慮

仮設住宅の建設用地については、市管理用地を優先に確保し、飲料水、交通、教育等の便を考慮して選定するものとする。市管理用地に適地がなく私有地に建設する場合は、所有者と市と賃貸借契約（契約期間2ヶ年）締結後工事に着手するものとする。

エ 建築資材、労務者等

- (ア) 建築資材の調達
建築資材の調達については、別に定めるところにより措置するものとする。
- (イ) 建設業者の動員
技術者、労働者等の動員については、市内建設事業者により措置するものとする。
- (ウ) 建設機械等の借上げ
建設、土木機械等の借上げについては市内建設事業者により措置するものとする。

オ 建設資材の輸送措置

調達した建設資材等の輸送は、原則として発注先の業者等に依頼するものとするが、当該業者等において措置できないときは、第19節「輸送計画」に基づき措置するものとする。

カ 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

(4) 公営住宅等、応急仮設住宅及び住宅応急修理の管理等

- ア 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急仮設住宅の入退去手続・維持管理を行うものとする。
- イ 応急仮設住宅入居者への巡回相談等を実施し、応急仮設住宅における生活に問題が生じないように努めるものとする。
- ウ 応急修理契約を作成し、記録を保存する。

(5) 要配慮者への配慮

- ア 応急仮設住宅への受入れにあたっては要配慮者に十分配慮するものとする。
- イ 特に、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

ウ 要配慮者に向けた情報の提供にも十分配慮するものとする。

エ 応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

(6) 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

6 知事への要請事項

市長は、建築資材等の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で、知事に調達あっせんを要請するものとする。

- (1) 被害世帯数（全壊、全焼、流失、半焼、半壊）
- (2) 住宅設置（修理）戸数
- (3) 住宅設置（修理）に必要とする資材品名及び数量
- (4) 住宅設置（修理）に必要とする建築業者及び人数
- (5) 連絡責任者
- (6) その他参考となる事項

7 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置の内容

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。

(2) 市長の措置

ア 前記(1)の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。

イ 応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第13節 医療・助産計画

1 主旨

この計画は、災害により医療機関が混乱し、医療助産の途を失った者に対して、災害救助法に基づいて行う実施事項を定め、医療助産に支障のないよう措置することを目的とする。

2 基本方針

- (1) 市は、市域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、また、あらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。
- (2) 市において、重症患者の地域医療搬送を県に要請した場合には、最寄りのヘリポートまでの当該重症患者の搬送は市が行う。
- (3) 市は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
- (4) 医療救護活動にあたっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。

(5) 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、被災地外からのDMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）等医療チーム（救護班）の派遣等を行うものとする。

(6) 市は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

3 救護所、救護病院及び災害拠点病院

(1) 救護所

ア 設置

市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。

イ 活動

- (ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- (イ) 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置
- (ウ) 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院へ搬送手配
- (エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配
- (オ) 医療救護活動の記録及び災害対策本部への措置状況等の報告
- (カ) その他必要な事項

(2) 救護病院

ア 設置

市は、あらかじめ大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。

イ 活動

- (ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- (イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ
- (ウ) 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配
- (エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配
- (オ) 医療救護活動の記録及び災害対策本部への受入状況等の報告
- (カ) その他必要な事項

(3) 災害拠点病院

災害拠点病院である磐田市立総合病院は、救護病院と同じ機能を果たすほか他の医療救護施設での処置が困難な重症患者の処置及び受入れ、救護病院の確保が困難又は救護病院のない市の重症患者及び中等症患者の処置並びに受入れ、航空搬送拠点への患者搬送手配等次の活動を行う。

ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）

イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置

ウ 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配

エ DMAT等医療チームの受入れ及び派遣

オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

4 実施主体と実施内容

(1) 磐田市

あらかじめ定めた医療救護計画に基づき、次の措置を行う。

ア 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。

イ 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。

ウ 傷病者の受入れにあたっては、医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握に努

め、必要な調整を行う。

エ 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。

オ 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんに要請する。

カ 市長は、救護病院において医療救護活動に従事する医師及び医療従事者が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。

(ア) 必要な救護班数

(イ) 救護班の派遣場所

(ウ) その他必要事項

キ 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。

ク 市長の要請に基づく県の実施事項は次のとおりとする。

(ア) 救護病院等への救護班（DMAT、DPAT 等医療チーム）の派遣

(イ) 一般社団法人静岡県医師会への日本医師会災害医療チーム(JMAT)の派遣要請

(ウ) 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会からの医薬品等の調達・あっせん

(エ) 静岡県赤十字血液センターからの輸血用血液の調達・あっせん

(オ) 公益社団法人静岡県薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請

(カ) 災害拠点病院に対する重症患者受入れ等の要請

(2) 市民及び自主防災会

ア 傷病者については家庭又は自主防災会であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。

イ 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

5 災害救助法に基づく実施事項

(1) 医療を受ける対象者

医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

(2) 助産を受ける対象者

ア 災害のため助産の途を失った者

イ 現に助産を要する状態の者

ウ 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者

エ 被災者であると否とを問わない

オ 本人の経済的能力の如何を問わない

(3) 医療助産の範囲

| 医 療 | 助 産 |
|-------------------|---------------------|
| 1 診察 | 1 分べんの介助 |
| 2 薬剤又は治療材料の支給 | 2 分べん前及び分べん後の処置 |
| 3 処置、手術その他の治療及び施術 | 3 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給 |
| 4 病院又は診療所への収容 | |
| 5 看護 | |

(4) 実施期間

ア 医療 災害発生の日から14日以内

イ 助産 分べんした日から7日以内

ただし、必要に応じ知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て、期間を延長することができる。

(5) 費用の限度

費用限度額は、資料24-01<災害救助法による費用限度額等>による。

6 実施方法

災害時の医療活動は、資料18-01<磐田市医療救護計画>に基づき、市立総合病院及び健康増進課を主体として、西部保健所及び一般社団法人磐田市医師会等医療関係団体の指導、協力を得て実施するほか、災害時の医療救護施設の活動状況等について広域災害・救急医療情報システムを活用するものとする。

(1) 医療関係団体との連携

災害の発生した場合は、資料18-02<医療関係団体一覧表>の医療関係団体と密接な連携を図り医療活動の万全を期するものとする。

(2) 医療救護活動

ア 医療救護班の編成等

(ア) 医療活動を必要とする事態が発生した場合には一般社団法人磐田市医師会等の協力を得て医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。

(イ) 医療救護班は、概ね医師1名、看護師2名、補助者（保健師等）2名をもって編成するものとする。

イ 救護所の設置

(ア) 医療救護班が医療活動を実施する場合は、あらかじめ指定した救護所を開設し、医療救護を行うものとする。

(イ) 救護所を開設する場合は、関係地域住民に周知徹底を図るものとする。

ウ 医療関係者又は医療機関への委託による医療救護

医療救護班による救護ができないもの又は医療救護班による救護が適当でないものについては、病院、診療所、助産所に委託して救護を行うものとする。

エ 多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じてトリアージを行い、効率的な医療救護活動に努めるものとする。

(3) 医薬品等の確保

医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医薬品及び衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。なお、医薬品等の調達先は、資料18-03<医薬品等調達予定先一覧表>のとおりである。

(4) 車両の手配

車両については、各医療救護班において用意するものとする。ただし、調達不可能な場合には、第19節「輸送計画」に基づき措置するものとする。

(5) 健康への配慮

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

7 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置の内容

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法（昭和23年法律第205号）第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。

(2) 市長の措置

ア 前記(1)の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。

イ 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第14節 防疫計画

1 主旨

この計画は、被災地の防疫措置を迅速、かつ、強力に実施し、感染症流行の未然防止を図るための実施事項を定め、防疫活動に支障のないよう措置することを目的とする。

2 市の実施事項

- (1) 病原体に汚染された場所の消毒
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除
- (3) 病原体に汚染された物件の消毒等
- (4) 生活用水の供給
- (5) 浸水地域の防疫活動の実施
- (6) 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請
- (7) 臨時予防接種の実施

3 市民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。

4 関係団体の実施事項

飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、県及び市から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

5 その他

地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

6 実施方法

(1) 防疫班の編成

災害対策本部の衛生担当班は、災害の状況に応じた防疫班を編成し、前2に定める実施事項を処理するものとする。

(2) 実施基準

被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次の該当する地域から優

先実施するものとする。

- ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域
- イ 集団避難所
- ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

(3) 実施方法

- ア 床下、庭……消石灰及びクレゾール液、乳剤散布（被災地の自治会へ一括搬送し、各家庭へ配布方を依頼するものとする。）
- イ 汚染した溝、水たまり……クレゾール液散布
- ウ 汚染した井戸……次亜塩素酸ナトリウム投入
- エ 毒劇物の取扱……回収及び流出飛散防止
- オ その他……適宜必要な措置

(4) 消毒機器及び薬品

- ア 消毒機器は、資料19-03<消毒用機器一覧表>のとおりであるが、不足の場合は、農協等が所有している農薬散布用機器等を借上げるものとする。
- イ 防疫薬剤の保管場所は、資料19-04<防疫薬剤保管場所一覧表>のとおりである。

(5) 車両の手配

車両の手配については、第19節「輸送計画」に基づき、各班概ね小型車1台を配置し、薬剤の補給、人員機材の輸送を行い、消毒能力の向上を図るものとする。

7 知事への要請事項

市長は、防疫薬剤等の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で、知事に調達あっせんを要請するものとする。

- (1) 防疫薬剤の種類及び数量
- (2) その他必要事項

第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画

1 主旨

この計画は、被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うための実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置することを目的とする。

2 基本方針

- (1) し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (2) 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (3) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。

- (4) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

3 し尿処理

被災地の状況を考慮し、避難所などで緊急にくみ取りを必要とする地域から実施する。処理については、磐田市衛生プラントで行うことを原則とし、施設が被災した場合及び運搬が困難な場合は、県に近隣の各市町との処理委託について調整を依頼するものとする。

また、処理委託が困難な場合は、静岡県西部健康福祉センターの指導のもと、環境衛生上支障のない方法で臨時に貯留槽等施設を設置する等、処理施設復旧までの間対処する。

(1) 磐田市

ア 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。

イ 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施など資料 19-02<磐田市災害廃棄物処理計画>に定めるとおりとする。

ウ 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。

(ア) 処理対象物名及び数量

(イ) 処理対象戸数

(ウ) 処理場の使用可否

(エ) 実施期間

(オ) その他必要事項

エ 必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

オ 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。

(2) 市民及び自主防災組織

ア 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。

イ 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

4 廃棄物(生活系)処理

ごみその他の廃棄物の収集にあたっては、被災地の状況を考慮し、緊急処理を要する地域から実施する。これらの処理は、磐田市クリーンセンターで処理することを原則とし、施設が被災した場合及び運搬が困難な場合は、県に近隣の各市町との処理委託について調整を依頼するものとする。

また、処理委託が困難な場合は、静岡県西部健康福祉センターの指導のもと、環境衛生上支障のない方法で臨時に仮設置場を設置する等、処理施設復旧までの間対処する。

(1) 磐田市

ア 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施など資料 19-02<磐田市災害廃棄物処理計画>に定めるとおりとする。

イ 収集体制を住民に広報する。

ウ 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を確認した上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。

- (ア) 処理対象物名及び数量
- (イ) 処理対象戸数
- (ウ) 処理場の使用可否
- (エ) 実施期間
- (オ) その他必要事項

エ 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 市民及び自主防災組織

- ア 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。
- イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

(3) 市民

- ア ごみの分別、搬出については、市の指導に従う。
- イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

5 災害廃棄物処理

(1) 磐田市

ア 災害廃棄物処理対策組織の設置

市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

イ 情報の収集

市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。

- (ア) 家屋の被害棟数等の被災状況
- (イ) ごみ処理施設等の被災状況
- (ウ) 産業廃棄物処理施設等の被災状況
- (エ) 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- (オ) 仮置場、仮設処理場の確保状況

ウ 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

エ 仮置場、仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

オ 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

カ 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に関係機関へ協力を要請する。

キ 災害廃棄物の処理の実施

県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した市災害廃棄物実行計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。

ク 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

(2) 企業

- ア 自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。

イ 市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

(3) 市民

ア 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法にて搬出等を行う。

イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

6 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、原則として獣畜処理業者に委託する。

7 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置の内容

政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

(2) 市長の措置

前記(1)の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

1 主旨

この計画は、災害により行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、災害救助法に基づいて行う実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

2 基本方針

- (1) 市は、県が作成した「遺体処理計画策定の手引き」に基づき、資料 19-01<磐田市遺体処理計画>のとおり策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともにその周知に努める。
- (2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- (3) 県は、市の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市に助言する。
- (4) 当該地域内の遺体の搜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- (5) 市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設を

あらかじめ定めるよう努める。

- (6) 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。
- (7) 県は、市が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。

3 実施主体と実施内容

(1) 磐田市

遺体措置業務の実施方法は、資料 19-01<磐田市遺体処理計画>に基づき実施する。

ア 遺体の捜索

遺体の捜索は、消防職員、市職員及び消防団員が自衛隊及び地元関係者の協力を得て行うものとする。なお、市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。

イ 遺体捜索の順序等

- (ア) 捜索にあたっては、時間的経緯によって流出等のおそれがある方面を優先して実施するものとする。
- (イ) 捜索にあたっては、単独行動を慎み組織に基づく作業班単位で行動し、常に警察等関係機関と連携を密にして、その効果をあげるよう努めること。

ウ 遺体を発見したときの処置

- (ア) 遺体は、速やかに検視又は検案を受け、身元が判明し遺族等の引取人があるときは速やかに引き渡すものとする。
- (イ) 身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体は、速やかに遺体収容施設に引き渡すものとする。

エ 遺体収容施設

(ア) 設置

市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。

(イ) 活動

市は、遺体収容施設において次の活動を行う。

- a 警察の協力を得て遺体措置を行う。
- b 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。
- c 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。
- d 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。
- e 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。

(ウ) 遺体の処置

市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。

オ 遺体措置

遺体の措置は原則として福祉課（福祉班）を充てるものとする。

カ 遺体の収容等

- (ア) 遺体収容施設は、事前に指定した収容施設とする。
- (イ) 遺体安置にあたっては、極力損傷を与えないよう丁寧に扱うとともに、死者に対する礼

が失われることがないように注意する。

キ 埋火葬

(ア) 火葬は、磐田市聖苑において措置する。

(イ) 火葬した遺骨は、収容施設に安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取人がない場合は、市長が指定する墓地に仮埋葬するものとする。

ク 広域火葬

大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。

ケ 県への要請

市長は、遺体の搜索、措置、火葬について、当該市町で対応できないときは、次の事項を確認して県に対しあつせんを要請する。

(ア) 搜索、措置、火葬に必要な職員数

(イ) 搜索が必要な地域

(ウ) 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否

(エ) 必要な輸送車両の台数

(オ) 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量

(カ) 広域火葬の応援が必要な遺体数

(2) 市民及び自主防災組織

行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。

4 災害救助法に基づく実施事項

(1) 遺体搜索対象者

行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 遺体の処理(措置)内容

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

エ 遺体の身元確認

(3) 埋葬対象者

ア 災害時の混乱の際に死亡した者

イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(4) 実施期間

災害発生から10日以内とする。ただし、期間の延長が必要である場合は、最小限度において知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て、延長できるものとする。

(5) 費用の限度

費用限度額等は、資料24-01<災害救助法による費用限度額等>による。

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置の内容

政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体に係る死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

第17節 障害物除去計画

1 主旨

この計画は、災害により土石、竹木等の障害物が住居等に運び込まれ、日常生活に支障がある者に対し、災害救助法の規定に基づいて行う市及び県の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。

2 災害救助法に基づく実施事項

(1) 障害物除去の対象者

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者

(2) 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、必要に応じ知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て、延長することができる。

(3) 費用の限度

費用限度額等は、資料24-01<災害救助法による費用限度額等>による。

3 実施方法

(1) 障害物除去要員

市職員、消防職員及び消防団員とし、建設業者、自衛隊及び自主防災会等の協力を得るものとする。

(2) 除去用車両の調達

第19節「輸送計画」の定めるところにより措置するものとする。

(3) 除去作業用機械器具の調達

調達は、市内建設事業者により措置するものとする。

(4) 集積場所

除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所に一時的に集積するよう措置するものとする。

4 知事への要請事項

市長が、障害物除去について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。

(1) 除去を必要とする住家世帯数（半壊、床上浸水別）

(2) 除去に必要な人員

(3) 除去に必要な期間

- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 集積場所の有無

5 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第18節 社会秩序維持計画

1 主旨

災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について、市の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置する。

2 磐田市

(1) 市民に対する呼びかけ

市長は、市の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。

(2) 生活物資の価格、需要動向、買占め、売り惜しみ等の調査及び対策

対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものについて、次のとおり調査及び対策を講じるものとする。

ア 生活物資の価格及び需要動向の把握に努める。

イ 特定物資の報告徴取、立入検査等

(ア) 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

(イ) 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立入調査を実施する。

(3) 県に対する要請

市長は、地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

3 静岡県警察（磐田警察署）

(1) 関係機関に対する協力

地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、救助活動等を行う関係機関の活動に対し可能な限り協力する。

(2) 不法事態に対する措置

駅、物資集積場所、金融機関等において集団不法行為により治安上重大な事態が発生し、又は発生するおそれのある場合は、所要の警備力を集中し事態の收拾を図る。

(3) 地域安全情報の伝達

必要に応じて災害総合相談所を開設し、住民からの各種相談、照会に対応するとともに、住民の生活に必要な情報収集に努め、地域安全情報として各種広報媒体を通じて伝達する。

(4) 銃砲刀剣類等に対する措置

銃砲刀剣類及び危険物等の保管状況等に関する調査を行い、保安上必要な措置を講ずる。

(5) その他の活動

- ア 犯罪情報の収集、集団不法行為及び暴利行為の予防・取締り
- イ 流言飛語が横行した場合における原因究明及び適切な情報提供
- ウ その他社会秩序維持・民生安定化に係る必要な措置
- エ 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第19節 輸送計画

1 主旨

この計画は、災害時における応急対策従事者及び救護物資の輸送を円滑に処理するため、輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

2 市及び防災関係機関の緊急輸送

(1) 磐田市

- ア 市の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市が行うことを原則とする。
- イ 市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に定めるところに従って県に対し必要な措置を要請する。
- ウ 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。
- エ 市は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。

3 災害救助法の規定による輸送の範囲

(1) 輸送の範囲

- ア 被災者の避難に係る支援
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索
- カ 死体の処理
- キ 救済用物資の整理配分

ただし、特に必要な場合には事前に知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。

(2) 実施期間

前項の各救助の実施期間とする。ただし、事前に知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

(3) 費用の限度

当該地域における通常の実費

4 実施方法

(1) 市有車両の活用

資料14-03<市有車両一覧表>に基づき実施するものとする。なお、災害対策本部が設置された場合には、特殊な車両を除き原則として集中管理を行うものとする。

(2) 民間車両の借上げ

市有車両が不足する場合には、一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）より随時借上げるものとする。この場合、緊急輸送が円滑に実施されるよう予め運送業者と協定を締結するものとする。また、市内で、車両の確保が困難な場合又は輸送の都合上他の市町より調達することが適当と認められたときは、県及び他の市町に協力を要請するものとする。

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 | 備 考 |
|---------------------|-------------------------------|-------------------------------|-----|
| 一般社団法人静岡県トラック協会中遠支部 | 袋井市土橋 80-1 中遠トラックサービスセンター内 | 0538-43-4166 (FAX) 43-4580 | |

(3) 民間船舶の協力要請

民間船舶（漁船）への協力要請は、遠州漁業協同組合に対して行うものとする。

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 | 登録漁船数 |
|----------|------------|--------------|-------|
| 遠州漁業協同組合 | 豊浜 4127-22 | 0538-55-2125 | 155 隻 |

(4) 航空機による輸送

災害の状況により航空機による輸送が必要となったときは、市長は、知事に対し自衛隊による空輸についての災害派遣要請の要求をするものとする。なお、ヘリコプター離着陸可能場所は、資料14-01<ヘリポート一覧表>のとおりである。

第20節 交通応急対策計画

1 主旨

この計画は、交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、道路管理者、県知事、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。

2 陸上交通の確保

(1) 陸上交通確保の基本方針

ア 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区

間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

イ 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

ア 緊急地震速報を聞いたときの自動車運転者のとるべき措置

(ア) ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。

(イ) 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。

(ウ) 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。

イ 地震が発生したときの自動車運転者のとるべき措置

(ア) 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。

a できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

b 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情及び周囲の状況に応じて行動すること。

c 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(イ) 避難のために車両を使用しないこと。

(ウ) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という。）においても、同様とする。

a 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

(a) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(b) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所

b 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

c 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

3 道路管理者等の実施事項

(1) 応急体制の確立

道路管理者は、異常気象、土砂崩れ、トンネル火災等による災害が発生したときは、応急体制を確立し、応急対策を実施するものとする。

(2) 主要交通路等の確保

主要な道路、橋梁及び漁港等の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回路を設定する。

(3) 災害時における通行の禁止又は制限

ア 道路管理者は、道路の破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当な迂回路を道路標識をもって明示する。

ウ 道路管理者は、通行禁止又は制限しようとするとき又は実施したときは、直ちに磐田警察署長へ連絡するものとする。

(4) 放置車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車及び災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両をいう。以下同じ。）の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。なお、県公安委員会から放置車両等の移動を要請された場合も同様とする。

(5) 道路の応急復旧

ア 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

ただし、県は、政令市以外の市町が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町道について、当該市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。

イ 市長の責務

(ア) 他の道路管理者に対する通報

市長は、市内の国道、県道等の管理に属する道路が損壊等により、通行に支障を来すことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請するものとする。

(イ) 緊急の場合における応急復旧

市長は、事態が緊急を要し、当該道路管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

(ウ) 知事に対する応援要請

市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。

ウ 応急復旧・仮設道路の設置

(ア) 道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を

行う。

- (イ) 既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ、新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、市及び県が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。

4 ヘリポート設置

道路が損壊し、他に交通の方法がなくなった場合は、ヘリコプターにより必要最小限度の輸送を確保するものとする。実施に際しては、県及び自衛隊と緊密な連携をとるものとする。

(1) 現地ヘリポート

被災現地ヘリポートは、公園等を使用してその都度設置するものとするが、設定基準及び設定方法は、資料14-02<ヘリポートの具備すべき条件>のとおりである。

(2) ベースヘリポート

ベースヘリポートは、資料14-01<ヘリポート一覧表>のとおりとする。

5 経費の負担区分

- (1) 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。

(2) 緊急の場合における応急復旧の経費

市長が市内の他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は応急復旧を実施した市長が、その経費の一時繰替支弁をすることができるものとする。

(3) 仮設道路の設置に要した経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費については、その都度市及び県が協議して、経費の負担区分を定めるものとする。

(4) ヘリポートに使用した用地等の損失補償

ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は、原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議のうえ定めるものとする。

6 県知事又は県公安委員会の実施事項

(1) 災害時における交通の規制等

ア 県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

イ 県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

ウ 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。

エ 県公安委員会は、前記アのため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

オ 県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

カ 県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通

情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。

(2) 警察官の措置命令等

ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(3) 除去障害物の処分

ア 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。

イ 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。

(4) 通行の禁止又は制限に係る標示

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した資料 14-08<通行の禁止又は制限についての標識>を設置しなければならない。

(5) 交通安全施設の復旧

県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(6) 緊急通行車両の確認

知事又は県公安委員会は、道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車以外の緊急通行車両の使用からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の使用量に対し、資料 14-10<緊急通行車両の標章及び確認証明書>を交付する。

なお、緊急通行車両の確認手続等は、資料 14-12<緊急通行車両の確認申請及び確認手続>のとおりである。

(7) 緊急通行車両の事前届出

指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長

は、災害発生時に緊急通行車両として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められたものについて緊急通行車両事前届出済証を交付する。事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。

なお、事前届出の手続きは、資料 14-13<緊急通行車両等の事前届出・確認手続等に関する要綱>のとおりである。

(8) 交通の危険防止のための通行の禁止又は制限

ア 警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

7 鉄道事業者の実施事項

(1) 応急体制の確立

鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急体制の確立を図る。

(2) 代行輸送等の実施

路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。

(3) 応急復旧の実施

崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土の除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

8 有料道路の通行

災害応急対策のため有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。

9 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下、「検討会」という。）を組織する。

県は、市の要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所に対し検討会の開催を要請することができる。

検討会において協議、調整を行った交通マネジメント施策を実施するに当たり、検討会の構成員は、自らの業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。

注1)「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注2)「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うこ

とにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

第21節 応急教育計画

1 主旨

小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

2 基本方針

- (1) 県教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。また、県は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。
- (2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、4「災害救助法に基づく実施事項」による。
- (3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

3 計画の作成

(1) 災害応急対策

計画の作成及び実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や学校施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。なお、計画に定める項目は、次のとおりとする。

ア 学校の防災組織と教職員の任務

イ 教職員動員計画

ウ 情報連絡活動

エ 生徒等の安全確保のための措置

オ その他「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策

(2) 応急教育

計画の作成及び実施にあたっては、次の事項に留意する。

ア 被害状況の把握

生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。

イ 施設・設備の確保

(ア) 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。

(イ) 被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。

ウ 教育再開の決定・連絡

- (ア) 生徒等、教職員及び学校の施設、設備の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。
- (イ) 教育活動の再開にあたっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。

エ 教育環境の整備

不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等必要に応じた教育環境の整備に努める。

オ 給食業務の再開

施設、設備の安全性等を確認するとともに食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。

カ 学校が地域の避難所となる場合の対応

- (ア) 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに市、関係する自主防災会と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。
- (イ) 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。

キ 生徒等の心のケア

- (ア) 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD（心的外傷後ストレス障害等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒等の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画等を定めておくことが必要である。
- (イ) 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。

4 災害救助法に基づく実施事項

(1) 学用品の給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）

(2) 学用品の品目

- ア 教科書及び教材
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 実施期間

| | | |
|----------|------------|-------|
| 災害発生の日から | 教科書（教材を含む） | 1ヶ月以内 |
| | 文房具及び通学用品 | 15日以内 |

ただし、知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て、延長することができる。

(4) 費用の限度

費用限度額等は、資料24-01＜災害救助法による費用限度額等＞による。

5 実施方法

(1) 学用品給与の方法

- ア 給与の対象となる児童、生徒の人員数は、被災者名簿と当該学校における学籍名簿と照合し、被害別、学年別に正確に把握する。
- イ 小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とす

る。

ウ 教科書は、学年別、学科別、発行所別に調査集計し、購入配分する。

エ 通学用品、文房具は、被害状況別、小・中・高校生別に学用品購入（配分）計画表を作成し、これにより購入配分する。

オ 給与品目は、各人の被災状況、程度等実状に応じ、特定の品目に重点を置くことも差し支えない。

カ 教材は、教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与する。

(2) 応急教育等の実施事項

ア 応急教育

(ア) 分散授業及び二部授業の実施

(イ) 市有施設、近接小・中学校、県立高等学校等の一時借用

(ウ) 教職員の確保

(エ) 文教施設の応急復旧対策計画

イ 学校給食

第9節「食料供給計画」により措置する。

(3) 文化財の応急対策

指定文化財の所有者又は管理者は、各文化財の状態に応じ災害に対処する措置を講ずるものとし、市は、管理若しくは復旧のため多額の費用を要する場合は、できうる範囲の援助をし、文化財の保全に努めるものとする。

6 知事への要請事項

市長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、次の事項を明らかにした上で、知事にその調達あっせんを要請するものとする。

(1) 応急教育施設のあっせん確保

(2) 集団移動による応急教育のあっせん及び応急教育の実施指導

(3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導

(4) 教職員の派遣充当

(5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あっせん

第22節 社会福祉計画

1 主旨

この計画は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

2 基本方針

(1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。

- (2) 健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。
- (4) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。
- (5) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

3 実施事項

- (1) 被災社会福祉施設の応急復旧及び入所者への応急措置
 - ア 被災社会福祉施設の応急復旧
 - イ 被災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあつせん
 - ウ 臨時保育所の開設の指導及び職員のあつせん
- (2) 被災低所得者に対する生活保護の適用
- (3) 被災者の生活相談
 - ア 実施機関 市（被害が大きい場合は県と共催）
 - イ 相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
 - ウ 協力機関 県、社会福祉協議会（市、県）、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関
- (4) 被災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け
 - ア 実施機関 社会福祉協議会（市、県）
 - イ 協力機関 市、県、民生委員・児童委員
 - ウ 貸付対象 被災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）
 - エ 貸付額 生活福祉資金の貸付けについて（平成2年8月14日付け厚生省社第398号厚生事務次官通知）別紙「生活福祉資金貸付制度要綱」による
- (5) 被災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け
 - ア 実施機関 県
 - イ 協力機関 市、民生委員・児童委員、母子福祉協力員
 - ウ 貸付対象 被災母子世帯、寡婦（災害により母子世帯、寡婦となった者を含む。）
 - エ 貸付額 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第7条に規定する額
- (6) 被災身体障がい児者に対する補装具の交付等
 - ア 実施機関
 - (ア) 児 童 市、県
 - (イ) 18歳以上 市
 - イ 協力機関
 - (ア) 児 童 民生委員・児童委員、身体障がい者相談員
 - (イ) 18歳以上 民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、身体障害者更生相談所
 - ウ 対象 被災身体障がい児者
 - エ 交付等の内容
 - (ア) 災害により補装具を亡失又はき損した身体障がい児者に対する修理又は交付
 - (イ) 災害により負傷又は疾病にかかった身体障がい児者の更生（育成）医療の給付

- (ウ) 被災身体障害児者の更生相談
- (7) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け
 - ア 実施機関 市
 - イ 支給及び貸付対象
 - (ア) 災害弔慰金 自然災害により死亡した者の遺族
 - (イ) 災害援護資金 被災世帯主
 - (ウ) 災害障がい見舞金 自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者
 - ウ 支給及び貸付額
 - 磐田市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第115号）に定める額
- (8) 被災者（自立）生活再建支援制度
 - ア 実施機関 財団法人都道府県会館（県単制度は県）
 - イ 支給対象 住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯
 - ウ 支給額 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条に定める額
- (9) 義援金の募集及び配分
 - ア 実施機関 市、県
 - イ 協力機関 教育委員会（市、県）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（市、県）、報道機関、その他関係機関
 - ウ 募集方法 災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定する。
 - エ 配分方法 関係機関で配分委員会を設け、協議決定する。
- (10) 義援品の募集及び配分
 - ア 実施機関 市
 - イ 協力機関 報道機関、その他関係機関
 - ウ 受入方法 被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。

第23節 消防計画

1 主旨

この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法に基づき火災を予防し、警戒し、及び鎮圧し、火災による被害を軽減するとともに、集団的災害の人命救助を目的とし、消防活動の大綱を定め、防災活動の万全を期するものとする。

なお、地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

2 基本方針

地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

- (1) 市民、自主防災会及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。

- (2) 地域の住民は、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。
- (3) 消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための磐田市消防本部警防規程（平成 27 年磐田市消防本部訓令第 1 号）の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。
- (4) 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

3 消防本部及び消防団の活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防長は、消防本部及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、災害対策本部、磐田警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災会の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

消防長は、地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。

イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

オ 自主防災会が実施する消火活動との連携、指導に努める。

4 事業所（この章においては、研究室、実験室を含む。）の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

5 自主防災会の活動

- (1) 各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

- (2) 火災が発生したときは消火器、可搬式小型動力ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。
- (3) 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

6 市民の活動

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、汲み置き水等で消火活動を行う。

7 消防体制

(1) 消防組織

消防組織は、資料2-07<消防本部、消防署及び消防団編成表>のとおりである。

(2) 緊急非常配備

大火災発生による緊急非常配備は、磐田市消防本部警防規程（平成27年磐田市消防本部訓令第1号）の定めるところによる。

(3) 出動計画

火災を覚知したときは、消防署は磐田市消防本部警防規程に基づき出動し、消防団は磐田市消防団条例施行規則（平成17年規則第173号）の管轄区域を基本として出動するものとする。

(4) 相互応援協力体制

ア 大規模火災などから被害の軽減を図るため、隣接市町等と消防相互応援協定を締結し、大規模火災発生時には、これに基づき応援要請を行う。なお、協定の締結状況は、資料23-01<消防相互応援協定締結状況一覧表>のとおりである。

イ 市長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、協定している他の市町長に対し応援要請を行う。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求める。

(ア) 発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合

(イ) 発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合

(ウ) 発災市町等を災害から防除するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

(5) 大規模災害消防応援体制

市長は、地震、台風による大規模な災害により被害が発生し、市の消防力によっては対応することが困難な場合には、知事に対し、全国の消防機関による緊急消防援助隊の応援要請の連絡をするものとする。

8 集団的災害に対する消防計画

交通事故等の災害により多数の死傷者が発生した場合には、磐田市消防本部警防規程により措置するものとする。

第24節 危険物対策計画

1 主旨

この計画は、市内における危険物製造所等、高圧ガス施設、毒物等取扱施設及び放射性物質取扱施設の現状と災害応急対策を示し、災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

2 現況

(1) 危険物製造所等の現況は、資料13-03<類別危険物製造所等の設置状況>、資料13-04<数量別危険物製造所等の設置状況>のとおりである。

(2) 高圧ガス施設の現況は、資料13-05<高圧ガス製造事業所（第1種）一覧表>のとおりである。

3 実施方法

(1) 石油類等の危険物

ア 所有者等の措置

- (ア) 出火防止の措置
- (イ) 消防用設備の確保
- (ウ) 災害防止の措置

イ 市長の措置

次の措置を関係機関に要請し、又は実施する。

- (ア) 施設内の火気使用の制限又は禁止
- (イ) 立入検査による保安強化
- (ウ) 警戒区域の設定及び避難の指示

(2) 高圧ガス

ア 製造者等の措置（法令による措置）

- (ア) 製造施設又は消費施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は作業を中止し、製造又は消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外のものは退去させる。
- (イ) 販売施設、貯蔵所等においては充てん容器を安全な場所に移す。
- (ウ) 必要な場合は、作業員又は付近住民に待避するよう警告するとともに関係機関に通知する。
- (エ) 充てん容器が外傷又は火災により高熱を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器を水中若しくは地中に埋める。

イ 市長の措置

- (ア) 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、関係機関と連携をとり、製造、販売施設、貯蔵所及び液化酸素の消費のための施設に対する保安上必要な措置を指示するとともに、火災警戒区域を設定し、区域内の火気使用禁止又は防災関係者及び施設関係者以外の立入りの制限及び禁止若しくは退去を命ずるものとする。
- (イ) 被害者の救出、救護等必要な措置を講ずるものとする。
- (ウ) 引火、爆発又はそのおそれのあるときは、関係機関と連携をとり、人員、機材を動員し被害の防御又は災害の拡大を防止するものとする。

(3) 毒物、劇物その他薬品

ア 所有者の措置

- (ア) 放出、流出、飛散の防止
- (イ) 応急資機材（剤）の確保
- (ウ) 災害時の混触防止又は火災熱及び消火活動水からの回避措置
- (エ) 必要な場合は、従業員又は付近住民への退避警告

イ 市長の措置

- (ア) 貯蔵事態の把握
- (イ) 災害に伴う有毒ガス発生の確認
- (ウ) 危険区域の設定及び避難命令

(4) 放射性物質

ア 所有者等の措置

- (ア) 放射線障害発生の防止
- (イ) 汚染区域及び危険区域の設定
- (ウ) 関係機関への通報及び情報提供

イ 市長の措置

- (ア) 放射線の検出
- (イ) 放射線危険区域の設定
- (ウ) 避難措置

第25節 水防計画

1 主旨

この計画は、水防法に基づき、市の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施について必要な事項を規定するほか、風水害に対する市の対応を定め、もって市内各河川、海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、磐田市水防計画書によるものとする。

2 水防体制

(1) 水防責任等

ア 市の水防責任

市は、市区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

イ 居住者等の義務

本市の区域内に居住する者は、水防管理者等から水防に従事することを求められたときは、進んでこれに協力するよう努めなければならない。

(2) 水防組織

ア 水防本部

水防本部体制は「静岡県水防計画書」（第2章）のとおりとし、県災害対策本部が設置されたときは、これに統合されるものとする。

磐田市水防計画書(第3章)のとおりとし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に

統合されるものとする。

イ 事務分掌

磐田市水防計画書(第3章)のとおりとする。

3 水防に関する予警報

(1) 静岡地方気象台が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報

静岡地方気象台の発表する気象、水象予警報とその措置については「磐田市水防計画書」(第5章)に定めるところによる。

(2) 洪水予報

洪水予報は、「磐田市水防計画書」(第6章)に定めるところによる。

(3) 水防警報

水防警報は「磐田市水防計画書」(第7章)に定めるところによる。

(4) 水位周知河川における水位到達情報

水位周知河川における水位到達情報は「磐田市水防計画書」(第8章)に定めるところによる。

4 雨水出水特別警戒水位の水位到達情報

県又は市は、公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに県にあっては市長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

5 高潮特別警戒水位の水位到達情報

県は、高潮特別警戒水位を定める海岸において、その水位に到達したときは、水位を示してその状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

6 通信連絡

通信連絡は「磐田市水防計画書」(第4章)に定めるところによる。

(1) 県水防区と水防管理者間の連絡

「磐田市水防計画書」(資料編)のとおり。

(2) 水防関係機関

「磐田市水防計画書」(資料編)のとおり。

7 非常配備体制

(1) 水防指令

水防本部長(市長)が水防要員を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発令する。

ア 水防本部長自らの判断により必要と認めた場合

イ 水防警報河川等について、知事からその警報の伝達を受けた場合

ウ 緊急にその必要があるとして静岡県水防本部長(知事)からの指示があった場合

(2) 非常配備体制

水防本部長は、状況に応じ次の指令を発令する。

ア 第1 配備体制

少数の人員で、主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては、直ちに招集その他の活動ができる体制とする。

イ 第2 配備体制

所属人員の約半数を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が

遅滞なく遂行できる体制とする。

ウ 第3 配備体制

所属人員全員を動員する完全な水防体制

8 水防信号及び水防標識

水防信号及び水防標識は「磐田市水防計画書」（第9章）に定めるところによる。

9 重要水防箇所等

重要水防箇所等は「磐田市水防計画書」（第2章）に定めるところによる。

10 水防用資機材及び設備の整備運用並びに輸送

水防用資機材及び設備の整備運用並びに輸送は「磐田市水防計画書」（第14章）に定めるところによる。

11 ダム、水こう門等及びその操作

ダム、水こう門等及びその操作は「磐田市水防計画書」（第4章）に定めるところによる。

12 道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第26節 応援協力計画

1 主旨

この計画は、被災地の応急作業を助け、かつ、復興意欲の振興を図るため、市長が民間団体等に応援協力を要請する場合の実施事項を定めるものとする。

2 要請の実施基準

(1) 要請基準

他の計画の定めるところにより市長は、民間団体の協力を必要と認めたときは、協力要請対象団体のうちから適宜指定して要請するものとする。また、市長は知事に対し、協力要請対象団体のうちから、適宜指定して要請の要求をすることができる。

(2) 協力要請対象団体

- ア 自治会及び自主防災会
- イ 大学及び高等学校の学生・生徒
- ウ 県立各種講習所等学生・生徒
- エ 赤十字奉仕団

なお、大学、高等学校等は、資料15-01<大学、高等学校一覧表>のとおりである。

3 実施方法

(1) 自治会等に対する応援協力要請

- ア 前記2(2)アからウに掲げる団体に要請する場合は、団体の長に対して行うものとする。
- イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し必要な事項については、その都度連絡するものとする。

(2) 赤十字奉仕団に対する応援協力要請

要請は、日本赤十字社静岡県支部に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。

第27節 ボランティア活動支援計画

1 主旨

この計画は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、(福)静岡県社会福祉協議会や(特活)静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながらボランティアの受入体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供することを定めるものである。

2 行政・NPO・ボランティア等の三者連携

市は、国及び県とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

3 市災害ボランティアセンターの設置及び運用

- (1) 市は、災害ボランティアの必要性に応じて、あらかじめ定めた施設に市社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを設置する。
- (2) 市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。
- (3) 市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。

4 ボランティア活動拠点の設置

- (1) 市は、必要によりあらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。
- (2) 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。

5 ボランティア団体等に対する情報の提供

市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

6 ボランティア活動資機材の提供

市は、市災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第28節 自衛隊派遣要請要求計画

1 主旨

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請の要求を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣要請の要求できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命及び財産の保護のため必要と認める場合において、(1)の3要件を満たすもので、具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況のほか市長等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常(2)のとおりとする。

(1) 災害派遣要請の要件

- ア 緊急性 差し迫った必要性があること
- イ 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
- ウ 非代替性 自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

(2) 災害派遣の要請の内容

- ア 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
- イ 避難の援助
避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索、救助活動の援助
- エ 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- オ 消防活動
利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し、消火活動（消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
- カ 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路の損壊及び障害物のある場合にそれらの啓開・除去
- キ 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
- ク 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他の救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水支援
被災者に対する炊飯及び給水
- コ 物資の無償貸付及び譲与
防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
- サ 危険物の保安及び除去
自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去

- シ 防災要員等の輸送
- ス 連絡幹部の派遣
- セ その他

その他市長が必要と認めるものについては、知事及び関係部隊の長と協議して決定する。

3 市長の災害派遣要請の要求手続

(1) 知事に対する自衛隊派遣要請の要求手続

原則として市長が行う。

(2) 災害派遣要請の要求手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

ア 提出先（連絡先） 静岡県危機管理部危機対策課（この場合、県西部地域局を経由する。）

イ 提出部数 1部

ウ 記載事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

| 部隊名 (駐屯地等) | 所在地 | 県防災行政無線 | 電話 | 連絡先 | |
|------------------------------|------------------|----------|--------------------|----------------------------|---------------------------|
| | | | | 時間内 | 時間外 |
| 陸上自衛隊 第34普通科連隊 (板妻駐屯地) | 御殿場市板妻 40-1 | 150-9002 | 0550- 89-1310 | 第3科長 内線 235～237 | 駐屯地当直司令 内線 301・302 |
| 航空自衛隊 第1航空団司令部 (浜松基地) | 浜松市西区 西山町 | 153-9001 | 053- 472-1111 | 防衛部防衛班長 内線 3230～3232 | 基地当直幹部 内線 3224・3225 |
| 陸上自衛隊 第10特科連隊 (豊川駐屯地) | 豊川市穂ノ原 一丁目1番地 | | 0533- 86-3151～4 | 第3科長 内線 235～237 | 駐屯地当直司令 内線 302 |

※ 県防災行政無線の地上系は5、衛星系は8を局番の前にダイヤルする。

4 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(2) 作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに、作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

(3) 作業実施に必要な物資、機材等

市長は、作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合には、他の計画に定めるところにより知事に要請するものとする。

(4) 自衛隊との連絡交渉の窓口の一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

(5) 派遣部隊の受入れ

市長は、派遣された部隊に対し、次の基準により各種施設等を準備するものとする。

ア 本部事務室 派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子等

イ 宿舎 屋内宿泊施設（学校、交流センター等）とし、隊員の宿泊は1人1畳の基準

ウ 材料置場、炊事場 屋外の適当な広場

エ 駐車場 適当な広場（車1台の基準は3m×8mである。）

5 災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)に対して、災害派遣部隊の撤収を要請する。

6 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策のため、必要とする資材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担するものとする。

7 その他

磐田市以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努める。

第29節 海上保安庁に対する支援要請依頼計画

1 主旨

この計画は、災害時における海上保安庁に対する支援要請の依頼を行う場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。

2 支援要請の依頼範囲

海上保安庁に支援要請を依頼する場合は、原則として次の場合とする。

(1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

(2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

(3) その他市が行う災害応急対策の支援

3 市長の支援要請の依頼手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁

の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

(1) 提出先（連絡先） 静岡県危機対策課（この場合、県西部地域局を経由する。）

(2) 提出部数 1部

(3) 記載事項

ア 災害の状況及び支援活動を要請する事由

イ 支援活動を必要とする期間

ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

| 機 関 名 | 電話番号 | 県防災行政無線 | | 防災相互通信用 無線局名 |
|---------------------------|--------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------|
| | | 音 声 | F A X | |
| 海上保安庁 清水海上保安部 警備救難課 | 054-353-0118 | 地上系 5-157-9000 衛星系 8-157-9000 | 地上系 5-157-8001 衛星系 8-157-8001 | 海保移動 3538 |
| 海上保安庁 御前崎海上保安署 | 0548-63-4999 | | | 海保移動 3079 |

第30節 電力施設災害応急対策計画

1 主旨

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定める。

2 応急措置の実施

応急措置の実施は、中部電力パワーグリッド株式会社防災業務計画の定めるところにより実施するものとする。

3 市、県との連絡協議

被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあつては市と十分連絡をとるとともに必要に応じ県と協議して措置するものとする。

第31節 ガス災害応急対策計画

1 主旨

この計画は、ガス災害の発生に際し、市民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

2 非常体制組織の確立

(1) 緊急出動に関する相互協力

消防、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社その他

の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関し、必要な事項について協定を結ぶなど相互に協力する。

(2) ガス事業者の緊急体制の整備

ア ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。

イ 非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

3 応急対策

(1) 保護保安対策

ア ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。

イ ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下この節において「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。

ウ ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。

エ 都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。

オ ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行う。

カ 都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車等をもって周知の徹底を図る。また、市、磐田市防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。

キ ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。

(2) 危険防止対策

ア 災害発生の現場においては、ガス漏れに起因する二次災害（中毒、火災、爆発）を防止するため、ガスの種類や特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取扱いには特に注意をする。

イ 災害の規模によりその周辺への関係者以外の立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。

ウ ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに医療機関等に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。

(3) 応急復旧対策

ア ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。

イ 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。

ウ 都市ガス事業者は、ガス供給区域について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関、病院等の復旧を優先させる。

エ 都市ガス事業者は、ガス供給の復旧にあたっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地区には、臨時供給を考慮する。

4 県、市等との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施にあたっては、県、市、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

5 事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を県、消防機関及び警察に行う。

第32節 下水道災害応急対策計画

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第33節 相互応援協力計画

1 主旨

この計画は、災害応急対策活動の万全を期するため、隣接市町と相互応援協力の体制を整備することを目的とする。

2 実施方法

(1) 応援派遣要請の基準及び方法

ア 災害に際して、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が、本市において不可能又は困難な事態が発生した場合とする。

イ 市長（本部長）は、アの事態が発生したときは直ちにその適否を決定し、隣接市町の長に対して応援派遣の要請をするものとする。

ウ 要請事項

(ア) 派遣希望人員、機材

(イ) 派遣を希望する区域及び活動方法

(ウ) 派遣を希望する期間

(エ) 派遣される者の受入体制

エ 応援派遣の要請先

隣接市町は、資料6-02<隣接市町一覧表>のとおりである。

(2) 担当業務

ア 火災防御活動

イ 水防工法

ウ 人命救助

- エ 負傷者の搬送
- オ 遺体の捜索、収容
- カ 給食、給水
- キ 防疫
- ク その他緊急を要する業務

(3) その他留意事項

- ア 応援派遣が決定された場合は、受入れの体制を整備するとともに、必要に応じて関係の班から職員を派遣し、本部との連絡にあたるものとする。
- イ 指揮命令は派遣を受けた市において行うものとする。

(4) 経費の負担

経費の負担区分については、原則として派遣を受けた市において負担するものとするが、細目については、その都度協議して決定するものとする。

3 市長は、知事又は他の市町の長から応援を求められたときは、特別の事情のない限りその求めに応ずるものとする。

第34節 警察災害警備計画

この計画は、災害時における磐田警察署災害警備計画によるものとする。

第35節 突発的災害に係る応急対策計画

1 主旨

この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発、大規模な排出油等事故などの突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出、救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

2 市の体制

市は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、突発的災害配備体制により、初期の情報収集にあたる。

事態の推移により必要な場合には速やかに災害対策本部を設置し、救出、救助等の応急対策を実施する。

(1) 突発的災害配備体制

ア 設置基準

- (ア) 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき
(航空機の墜落、列車の転覆、船舶の海難又はガス爆発などの事故)
- (イ) その他市長が必要と認めたとき

イ 組織

突発的災害配備体制は、資料2-08<突発的災害対策組織図>のとおりである。

ウ 任務

(ア) 応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。

なお、災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。

また、必要に応じ、災害対策本部の設置までの間、物資の集積場所、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。

(イ) 消防本部については、磐田市消防本部警防規程の定めるところによる。

エ 消防本部の県、国への報告

消防本部は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号消防庁長官通知）で定める資料11-05＜火災・災害等即報連絡票＞により、直ちに静岡県危機管理部危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。

(ア) 発生日時、場所

(イ) 被害の状況

(ウ) 応急対策の状況

(エ) 自衛隊、日本赤十字社又は医師の派遣の必要性（派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動などを明らかにすること。）

〔県危機管理部危機対策課〕

| | N T T 有線 | 静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室)) |
|-------|--------------|----------------------------------|
| 電 話 | 054-221-2072 | 地上系 5-100-6030 衛星系 8-100-6030 |
| F A X | 054-221-3252 | 地上系 5-100-6250 衛星系 8-100-6250 |

〔消防庁応急対策室〕

| | | 地域衛星通信ネットワーク | 消防防災無線 | N T T 有線 |
|---------------------|-------|--------------------|------------|--------------|
| 平 日 (9:30~18:15) | 電 話 | 8-048-500-90-49013 | 8-90-49013 | 03-5253-7527 |
| | F A X | 8-048-500-90-49033 | 8-90-49033 | 03-5253-7537 |
| 上記以外 | 電 話 | 8-048-500-90-49102 | 8-90-49102 | 03-5253-7777 |
| | F A X | 8-048-500-90-49036 | 8-90-49036 | 03-5253-7553 |

オ 医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

(2) 災害対策本部の設置

ア 設置

(ア) 市長は、突然災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、災害対策本部を設置する。

- (イ) 災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて市長（本部長）が決定する。
- (ウ) 市長は、必要に応じて支部を設置することができる。
- (エ) 市長は、災害の状況により現地災害対策本部を設置する。

イ 組織

資料2-01<災害時等の配備体制とその基準>によるものとする。

なお、避難所を開設する必要があるときは、開設する避難所を指定し、避難所開設班を配置するものとする。

ウ 任務

災害対策本部は、災害の情報をもとに、速やかに県及び関係機関に必要な要請をして、被災者の迅速な救助活動を実施するものとする。

エ 設置の連絡

災害対策本部を設置したときは、県、消防本部及び防災関係機関に連絡する。

また、必要に応じ、災害対策本部に連絡要員の派遣を求める。

(3) 災害対策本部の実施する応急対策

被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。

ア 情報の収集、伝達等

災害対策本部は、必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に収集するものとする。

また、収集した情報をもとに、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、県及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。

イ 人的被害の把握

- (ア) 本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。
- (イ) 本部は、関係機関（警察、消防等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。
- (ウ) 本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに県へ報告するものとする。
- (エ) 本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、県及び警察と連携し、人数のほか氏名等の情報を集約し公表する。

ウ 各機関への要請

(ア) 自衛隊への災害派遣要請要求

自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、県西部地域局を経由し、知事に要請を要求するものとする。手続きは第28節「自衛隊派遣要請要求計画」によるものとする。

(イ) 海上保安庁への支援要請依頼

人や物資の緊急輸送及び災害応急対策について必要がある場合には、県西部地域局を経由し、知事に支援要請を依頼するものとする。要請依頼の方法、手続きは第29節「海上保安庁に対する支援要請依頼計画」によるものとする。

エ 二次災害防止のための措置

事故の態様により、二次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、防止のために必要な措置をとるものとする。

(4) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止するものとする。その際、設置時に連絡した機関に連絡するものとする。

第36節 不発弾等の発掘及び処理対策計画

1 主旨

この計画は不発弾に係る必要な事項を定めることにより、不発弾に対する迅速かつ的確な措置を講じ、もって不発弾による被害を防止することを目的とする。

原則として、関係者の証言や記録等の調査により、不発弾又は不発弾疑いの物件(以下「不発弾等」という。)の埋没が予測されるもの(以下「埋没不発弾等」という。)で、具体的な発掘工事が予定される場合の発掘手順を定めるとともに、発掘又は発見された不発弾等(以下「発見不発弾等」という。)に関する処理対策を定める(※1)。

※1 不発弾等の発掘手順及び不発弾等の処理手順は、資料 25-01<不発弾等の発掘手順>、資料 25-02<不発弾等の処理手順>による。

2 埋没不発弾等の発掘

(1) 埋没不発弾等の確認

ア 相談の窓口及び連絡

市民等から不発弾等の埋没情報などに関する相談を受けた市は、磐田警察署へ相談するよう伝えるとともに、磐田警察署と連絡調整を行う。

イ 埋没不発弾等の情報収集等

市は、市民等から具体的な相談を受けた場合、次の内容について情報収集又は記録に基づく史実等の調査を行う。

・主な収集情報・史実等の調査

- (ア) 空襲(艦砲射撃を含む。)の年月日
- (イ) 推定埋没位置
- (ウ) 空襲時(艦砲射撃を含む。)の目撃状況
- (エ) 推定埋没位置の現在の状況
- (オ) 他の目撃者の状況
- (カ) 土地所有者の確認
- (キ) 情報提供場所周辺の住民聞き取り調査
- (ク) 地史資料等の活用による事実関係調査
- (ケ) 過去の不発弾等の発見情報調査
- (コ) 旧軍の陣地・施設の情報調査
- (サ) その他必要な情報・調査

ウ 埋没不発弾等の相談時対応フロー図

資料 25-03<埋没不発弾等の相談時対応フロー図>による。

- (ア) 事実確認、信憑性の確認
- (イ) 届出者の意思確認
 - a 自費による探査、工事実施の意思確認

b 自費による工事実施時に補助(自衛隊や所轄警察署の立会い等)を求める意思確認等

(2) 埋没不発弾等の発掘事前準備

事実確認等により不発弾等が埋没していると判断し、市による発掘の実施が決定された場合、以下により発掘に伴う事前準備を行う。

ア 発掘日程等の作成

市による発掘の実施が決定された後の具体的な発掘日程については、概ね資料 25-04<埋没不発弾等の発掘日程及び処理工程>に掲げるところによる。

イ 不発弾等処理交付金の申請

市は、「不発弾等処理交付金交付要綱」(内閣総理大臣決定)に基づき、静岡県を通じて総務省に交付申請を行う。

ウ 庁内不発弾処理対策会議の開催

市は、不発弾等の探査、発掘等について、市関係課による庁内不発弾処理対策会議(以下「庁内会議」という。)を開催する。

エ 不発弾処理調整会議の開催

市は、庁内会議の結果等を踏まえ、概ね次の内容を協議するため、市関係課及び国土交通省、自衛隊、県、県警察、交通機関等の関係機関による不発弾処理調整会議を開催する。

・調査事項

- (ア) 発掘方針等の調整
- (イ) 役割分担の調整
- (ウ) 発掘当日の行動等についての調整
- (エ) その他必要な事項

オ 発掘計画の作成

不発弾処理調整会議の結果等を踏まえ、不発弾等の発掘に際し、市関係課及び関係機関は、発掘計画について概ね次の項目を作成する。

・発掘計画の項目

- (ア) 工事計画
- (イ) 発掘に伴う構造物の移転計画
- (ウ) 広報計画
- (エ) 避難計画
- (オ) 交通機関の運行計画
- (カ) 交通規制計画
- (キ) ライフライン復旧計画
- (ク) 警備・救護計画
- (ケ) 発掘日までの保安計画
- (コ) その他必要な計画

カ 地元説明

市は、発掘計画に基づく地元説明を行う。

(3) 埋没不発弾等の発掘

ア 市は、発掘計画に基づき、不発弾等の発掘を行う。

イ 発掘にあたり、市民等の避難、交通規制等の判断は、自衛隊等専門家からの助言を求めるとともに市と自衛隊(※1)とで調整を行い、必要に応じ立会いを要請する。

(4) 埋没不発弾等の処理

発掘後の不発弾等の処理については、以下に定める「3 発見不発弾等の処理対策」に準じる。

※1 陸上自衛隊東部方面後方支援隊 第 102 不発弾処理隊

3 発見不発弾等の処理対策

(1) 相談の連絡

発見者等から相談を受けた市は、磐田警察署へ相談するよう伝えるとともに、磐田警察署と連絡調整を行う。

(2) 処理対応

不発弾等の処理は、国(自衛隊)の責務によって実施されるが、処理の方法及び市民の安全対策等については、市が調整している。

なお、発見不発弾等の処理については、磐田警察署立会いのもと自衛隊が行う。

ア 不発弾等の処理要請

磐田警察署を通じ静岡県警察本部から自衛隊に不発弾等の処理要請を依頼する。

イ 不発弾処理対策本部の設置等

(ア) 爆発の恐れがあり安全対策等を必要とする場合、不発弾の処理に伴い市民対応をはじめとする諸活動を円滑に実施するため、市長を本部長とする不発弾処理対策本部を必要に応じて設置する。

(イ) 市は、爆発の恐れがあり安全対策等を必要とする場合、市民等の安全確保に努めるため、庁内会議を開催する。

(ウ) 市は、庁内会議の結果等を踏まえ、市関係課、自衛隊、県警察及び交通機関等の関係機関による不発弾処理調整会議を開催する。

(エ) 市は、不発弾処理調整会議の結果等を踏まえ、不発弾の処理について重要事項等を決定するため、不発弾処理対策本部会議を開催する。

ウ 不発弾等の処理

資料 25-05<不発弾等の処理フロー図>による。

エ 自衛隊との協定締結等

不発弾処理調整会議等を踏まえ、不発弾の処理にあたって、市と自衛隊との間で役割分担を明確にする等のため締結する主な協定の内容は次のとおり。

・協定の内容

(ア) 自衛隊が実施する作業の範囲(※1)

(イ) 市が行う安全管理の対応(※2)

(ウ) 不発弾の処理日等

(エ) その他処理に際して必要な事項

【参考】昭和 33 年 7 月 4 日付け 4 省庁事務次官通達の概要(※3)

・不発弾の処理は、自衛隊が実施する。

・都道府県警察は、不発弾を発見し、又は発見の届出を受けたときは、自衛隊に処理を要請し、処理完了までの間、公共の安全のために必要な警戒措置をとる。

・不発弾の処理に関しては、公共の安全を図る見地から、自衛隊及び都道府県の関係機関は相互協力する。

(3) 現地対策本部

市は、処理当日に不発弾の処理のための現地対策本部を設置し、自衛隊による不発弾の処理

が完了し、安全が確認されたときに廃止する。

(4) 警戒区域の設定

市は、不発弾の処理に伴い、市民等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、災害対策基本法(※4)に基づく「警戒区域」を設定し、すべての市民等の退去を命ずることができる。

(5) 避難等の実施

市は、事前に作成した避難計画に基づき、次により市民等を避難させる。

・実施事項

ア 避難を誘導等する者の配置

イ 市民等に対する避難広報の実施

ウ 緊急避難場所の開設と運営

(6) 情報の受伝達

市は、必要な情報の収集に努めるとともに、関係機関へこれらの情報を伝達する。

・受伝達事項

ア 発掘方針等の調整

イ 役割分担の調整

ウ 発掘当日の行動等についての調整

エ その他必要な事項

(7) 報道対応等

市は、取材報道機関に対し、随時状況を説明する。

※1 不発弾等の信管除去、運搬等。

※2 処理作業に伴い実施する市民等の退去等。

※3 防衛・警察・自治・通産

※4 第 63 条

4 海上で不発魚雷等が発見された場合の対応

海上における機雷その他の火薬類の除去及び処理については、自衛隊法(※1)に基づき、海上自衛隊が行うことと定められているが、処理に伴う危険区域の範囲が市民等に及び避難が必要である場合は、本節を準用する。

※1 第 84 条-2 (機雷等の除去)

第 3 7 節 市有施設及び設備等の対策

1 主旨

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

2 市防災行政無線

(1) 端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。

(2) 障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市地域防災無線及び消防無線等を使用して応急回線を設定し、方面本部と市、方面本部と県庁の間の通信を確保する。

3 公共施設等

(1) 道路

ア 被害状況の収集、施設の点検、情報連絡道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ 応急措置の実施、二次災害の防止

県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。

ウ 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送路の早期確保を最優先し、建設関係団体等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

4 河川及び海岸保全施設

(1) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

(2) 水門等の操作

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

(3) 応急措置の実施、二次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を構ずる。

(4) 資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案の上、必要に応じて建設関係団体等に協力を求め、資機材の確保、応急復旧工事を実施する。

(5) 市民への情報伝達

避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民に対して情報の伝達を実施する。

5 地すべり及び急傾斜地等

(1) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロールや地域住民等からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

(2) 応急措置の実施、二次災害の防止

二次災害のおそれのある場合、危険箇所への立入禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。

(3) 資機材の確保、応急工事の実施

二次災害の発生等、危険性を勘案の上、必要に応じて建設関係団体等に協力を求め、資機材を確保し、応急工事を実施する。

(4) 市民への情報伝達

避難が必要な場合は、速やかに当該地域の住民に対して情報の伝達を実施する。

6 漁港施設等

(1) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により岸壁等漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検等を行うとともに、漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。

また、関係機関に情報を連絡する。

(2) 水門等の操作

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

(3) 応急措置の実施、二次災害の防止

危険箇所の立入禁止措置や水門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を構ずる。

(4) 資機材の確保、応急復旧工事の実施

必要に応じて建設関係団体等に協力を求め、資機材の確保、応急復旧工事を実施する。また、漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。

7 ため池、用水路

(1) ため池及び用水路の被害状況を調査する。

(2) 施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれのある地域の住民に対し、避難指示等を行うとともに必要な応急対策を構ずる。

8 水道施設

(1) 被害の発生状況に応じ、送水を停止する等必要な措置を講ずる。

(2) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

(3) 配管の仮設等による応急給水に努める。

(4) 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。

9 下水道施設

(1) 災害の発生状況に応じ、汚水、雨水の排水に支障のないよう応急措置を講ずる。

(2) 応急復旧に必要な資機材を確保し、応急復旧工事を行う。

10 災害応急対策上重要な庁舎等

本庁、支所及び災害応急対策上重要な施設並びに設備を点検し、機能に支障のないよう応急措置を講ずる。

11 危険物保有施設

発火危険物、有害薬品等に起因する爆発、中毒等の事故防止のための必要な応急措置を講ずる。

12 コンピュータ

(1) コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

(2) コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第4章 復旧・復興対策

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、第3章「災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 専用水道災害復旧事業計画
- 6 公共用地災害復旧事業計画
- 7 住宅災害復旧事業計画
- 8 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 9 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 10 学校教育施設災害復旧事業計画
- 11 社会教育施設災害復旧事業計画
- 12 その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

1 主旨

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

2 基本方針

市は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。

3 磐田市

- (1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、知事に報告する。
- (2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提

出しなければならない。

第3節 被災者の生活再建支援

1 主旨

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

2 災害弔慰金等の支給

(1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障がい見舞金を支給する。

(2) 磐田市

ア 支給対象者の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障がい見舞金の支給対象者を把握する。

イ 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障がい見舞金の支給方法を定め、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき支給する。

3 被災者の援護

(1) 基本方針

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。

(2) 磐田市

ア 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。

(ア) 県への報告事項

- ① 死亡者数
- ② 負傷者数
- ③ 全壊・半壊住宅数等

(イ) 被災者台帳の項目（例）

- ① 氏名、生年月日及び性別
- ② 住所又は居所
- ③ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ④ 援護の実施状況
- ⑤ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 等

イ リ災証明の発行

- (ア) リ災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にリ災証明を発行する。
- (イ) リ災証明調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

ウ 災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

エ 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

オ 義援金の募集等

(ア) 市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。

(イ) 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。

カ 租税の減免等

地方税法（昭和25年法律第226号）及び条例に基づき、市税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

キ 国、県への要望

国、県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。

(3) 社会福祉協議会

生活福祉資金の貸付を実施する。

(4) 義援金募集・配分委員会（仮称）

ア 義援金の配分

統一的な義援金の配分基準を設け、1次・2次配分など多段階に義援金を配分する。

イ 義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表

義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

4 要配慮者の支援

(1) 基本方針

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調を来した被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

(2) 磐田市

ア 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

(ア) 要配慮者の被災状況及び生活実態

(イ) 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

イ 一時入所の実施

災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。

ウ 福祉サービスの拡充

(ア) 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。

(イ) 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。

(ウ) 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。

エ 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第4節 風評被害の影響の軽減

1 正しい情報の提供

市は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2 必要な検査等の実施

市は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、市長（本部長）等は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報などを行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

市は、国や県、関係機関・団体等と連携し、市内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。

また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。